

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和7年3月19日（水）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について
全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

3 審議案件

教委第57号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第58号議案 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第59号議案 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の
委嘱について

教委第60号議案 教育委員会事務局職員の人事について

4 報告案件

教委報第5号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 3/11 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/11 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 3/18 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 3/10 第97回選抜高等学校野球大会に出場する横浜高等学校及び横浜清陵高等学校の選手等による横浜市長表敬訪問

（2）報告事項

- 第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について
- 全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

3 その他

第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について

第三次横浜市民読書活動推進計画（以下「第三次読書計画」という。）（素案）について、市民意見募集を実施し、多くの貴重なご意見をいただくとともに、第 34 期横浜市社会教育委員会議において、学識経験者等からも意見聴取を行いました。いただいたご意見を踏まえ、第三次読書計画（原案）を作成しましたのでご報告します。

1 市民意見募集の実施概要

- (1) 実施期間
令和 6 年 12 月 20 日から令和 7 年 1 月 20 日まで
- (2) 意見提出方法
横浜市電子申請・届出システム、電子メール、F A X、郵送
- (3) 素案（概要版）の配布部数
約 4,500 部
- (4) 周知方法
ア 素案（概要版）の配布施設
区役所、市立図書館、市民情報センター、地区センター、コミュニティハウス
地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、市民活動・生涯学習支援センター、
社会教育コーナー
イ 点字版（概要版）・DAISY 版の閲覧（貸出）施設
区役所、市立図書館、市民情報センター、神奈川県ライトセンター
ウ 広報手段
記者発表、広報よこはま（令和 6 年 12 月号）、教育委員会ホームページ
市 S N S 等を活用した発信、すぐーる（家庭と学校の連絡システム）

2 市民意見募集の実施結果

- (1) 意見提出状況
408 通、686 件のご意見が寄せられました。
意見の提出方法・年代の内訳

投稿手段・年代	通数	10 歳 未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代 以上	不明・ 団体
電子申請	393 通	14	22	2	64	198	68	22	3	0
メール	12 通	0	0	0	0	0	0	1	3	8
FAX	2 通	0	1	0	0	0	0	0	0	1
郵送	1 通	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	408 通	14	23	2	64	198	68	23	6	10

居住地	通数
市内	406 通
未回答	2 通
計	408 通

(2) 項目別意見数

項目	意見数	割合
計画全体について	32 件	4.7%
第1章 第三次横浜市民読書活動推進計画について	2 件	0.3%
第2章 読書活動を取り巻く状況について	15 件	2.2%
第3章 計画の全体について「1 基本姿勢」	17 件	2.5%
第3章 計画の全体について「2 計画体系」	7 件	1.0%
第3章 計画の全体について「柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進」	274 件	39.9%
第3章 計画の全体について「柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実」	299 件	43.5%
第3章 計画の全体について「柱3 読書バリアフリーの推進」	21 件	3.1%
その他	19 件	2.8%
計	686 件	100%

※ご意見を提出いただいた皆様が、意見提出時に明記した項目に添って集計しています。明記されていないものは、事務局で振り分けました。複数の項目に関連するご意見は、内容に応じて各項目に分けています。

(3) 第三次読書計画への主な市民意見

内容	ご意見の例	意見数
横浜 市立図書館の 充実について	・図書館の増 ・図書館の蔵書の充実 ・図書取次の増 等	306 件
学校図書館の充実 について	・学校司書の研修や支援の充実、待遇向上 ・学校図書予算の拡充 ・学校図書館の蔵書の充実 等	146 件
デジタル推進(電子 書籍)について	・デジタル推進への期待・賛同 ・紙の本の充実 ・一人一台端末を活用した電子書籍の全校導入 等	73 件
多様な主体との協 働・共創について	・市民利用施設の蔵書の充実 ・書店との連携 等	48 件
読書バリアフリーに ついて	・バリアフリー図書の推進 ・バリアフリー図書の充実 等	35 件
計画全体への賛同・ 期待(※)	・読書活動推進への賛成 ・読書に触れる機会の増に対する期待 等	23 件

※「計画全体への賛同・期待」については、個別の施策等に関する賛同は除いています。

(4) ご意見の対応状況			
対応状況	説明	意見数	割合
反映	ご意見の趣旨を踏まえ、原案を修正したもの	109 件	15.9%
包含・賛同	ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの	109 件	15.9%
参考	取組等の参考とさせていただくもの	447 件	65.1%
その他	本計画に関する質問、本計画に関連しない意見・要望等	21 件	3.1%
計		686 件	100%

3 第 34 期横浜市社会教育委員会議からの主なご意見

本計画の作成にあたっては、社会教育に関する有識者等で構成する「第 34 期横浜市社会教育委員会議」からも幅広い視点でのご意見をいただきました。

【参考】主なご意見
●第 1 回会議（令和 6 年 10 月 30 日）での主なご意見（第三次読書計画素案の案について） ・推進体制について、もう少し小さい単位の活動が位置付けられるといいのでは。 ・図書館カードを作るところに一つのハードルがあるのでは。 例えば行政と学校が連携するのであれば、入学のときに申込みできるようにするなど。 ・「情報リテラシー支援」とは、何を指すのか。 ・本を介して世代を超えて関わり合う機会が大切ではないか。 ・読書の対象と結びつけていくためには、やはり「人」が必要で、そこに学校司書がいるという意味はすごく大きい。 ・読書バリアフリー情報サイトを積極的にアピールしていくのと、サイト情報を充実したものにするるとよい。 ・「りんごの棚」を各学校の学校図書館に広めていく取組やバリアフリーの存在を多くの子どもたちに知ってもらう機会が大切。 ・司書にはコミュニケーション能力がすごく大事で、持ってほしい力だと思う。
●第 2 回会議（令和 7 年 2 月 19 日）での主なご意見（第三次読書計画原案の案について） ・第二次計画から第三次計画への再編イメージ図について、実施年度を記載してほしい。 ・「本を介した交流を生み出すイベントの開催」の取組について、行政だけでやるには限界があるため、「機会の創出」を追記した方がいい。 ・認知症の方に対する視点なども取り入れてほしい。 ・P.31 記載の「子どもの目指す学校図書館像や取り組みたい読書活動の実現」に対して、取組項目に「子どもの意見聴取の機会の確保」と載せていただいたのは、うれしく思う。 ・情報リテラシー講座を開催する中でのバリエーションの一つとして、生成 AI 使用時の著作権に対する意識づけの講座を推進していただきたい。 ・読書バリアフリーパンフレット等、有益な情報はすぐるを用いて周知できるといい。

4 原案への反映

市民意見募集や社会教育委員会議でいただいたご意見等を踏まえ、素案を一部修正し、原案として作成しました。

【参考】主な変更点

第 1 章 第三次横浜市民読書活動推進計画について【原案 3 頁】

素案	原案	いただいたご意見
5 推進体制の協働・共創先の一つ「ボランティア団体」	5 推進体制の協働・共創先の一つ「 <u>NPO・ボランティア団体等</u> 」に修正	推進体制について、もう少し小さい単位の活動が位置付けられるといいのでは。（委員）

第 2 章 読書活動を取り巻く状況について【原案 7 頁】		
素案	原案	いただいたご意見
－	(5) 今後の市立図書館再整備の方向性（令和 6 年 12 月） 「横浜市図書館ビジョン」の具体化に向け、令和 6 年 12 月に、「今後の市立図書館再整備の方向性」を策定しました。	・大人と一緒にではなく、友達同士で行ける場所にも図書館を作ってほしい。（市民） ・図書館の数が少ないことが 1 番の課題だと思う。（市民）

第 3 章 計画の全体について 「柱 1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進」【原案 34 頁】		
素案	原案	いただいたご意見
【取組項目】 ・団体や企業等と連携した新しいサービスの提供	【取組項目】 ・企業等と連携した子ども向けの本の検索サービスの検討	小さい子供でも、図書館や地区センターなどで読みたい本を検索出来るようなパソコンを設置して欲しい。（市民）

第 3 章 計画の全体について 「柱 1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進」【原案 34 頁】		
素案	原案	いただいたご意見
【取組項目】 －	【取組項目】 ・学校と図書館が連携した、図書館の登録・利用促進キャンペーンの検討・実施	・校内で市立図書館の電子書籍が利用できるよう、児童生徒に利用者カードを発行する。（市民） ・図書館カードを作るところに一つのハードルがあるのでは。例えば行政と学校が連携するのであれば、入学のときに申込みできるようにするなど。（委員）

第 3 章 計画の全体について 「柱 2 市民の読書活動の環境と機会の充実」【原案 37 頁】		
素案	原案	いただいたご意見
【取組項目】 ・蔵書検索や電子書籍の使い方講座等の実施	【取組項目】 ・蔵書検索や電子書籍の使い方案内及び情報リテラシー向上のための講座等の実施 ・動画等を活用したサービス案内の実施	・インターネットを使うこともままならないデジタル格差が起きている。（市民） ・図書館などでスマホの使い方をもっと教えてほしい。（市民） ・「情報リテラシー支援」とは、何を指すのか。（委員）

第 3 章 計画の全体について 「柱 3 読書バリアフリーの推進」【原案 41 頁】		
素案	原案	いただいたご意見
【現状と課題】 －	【現状と課題】 視力低下や認知症等により読書に困難のある方への配慮も必要です。	・認知症の方に対する視点なども取り入れてほしい。（委員）

5 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	3 月	市会常任委員会（原案の公表）、市民意見募集結果公表
	3 月	第三次横浜市民読書活動推進計画策定・公表

6 添付資料

- (1) 第三次横浜市民読書活動推進計画（原案） 概要版
- (2) 第三次横浜市民読書活動推進計画（原案） 本編

第三次横浜市民読書活動推進計画 (原案)

市民意見等を踏まえた素案からの主な修正箇所について、黄色で色付けしています。(誤謬修正は除く)

令和 7 年 3 月
横浜市教育委員会

目次

第1章 第三次横浜市民読書活動推進計画について	1
1 第三次横浜市民読書活動推進計画の趣旨	2
2 読書活動推進の意義	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	3
5 推進体制	3
第2章 読書活動を取り巻く状況について	4
1 国・県の動向	5
2 横浜市の動向	6
3 横浜市における読書活動推進の現状	8
第3章 計画の全体について	23
1 基本姿勢	24
2 計画体系	26
柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進	28
柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実	36
柱3 読書バリアフリーの推進	41
資料編	44
1 関連法令（子ども読書法、読書条例、読書バリアフリー法）	45
2 第33期社会教育委員会議提言	48
3 第三次読書計画 策定経過	50
4 市民アンケート 実施概要	51
5 市民ワークショップ 実施概要	52
6 第34期社会教育委員会議	53
7 市民意見募集 実施概要	54

**第 1 章
第三次
横浜市民読書活動
推進計画について**

1 第三次横浜市民読書活動推進計画の趣旨

本市は、乳幼児から高齢者まですべての横浜市民の読書活動を総合的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律（以下「子ども読書法」という。）」の第4条「子どもの読書活動の推進に関する施策」と「横浜市民の読書活動の推進に関する条例（以下「読書条例」という。）」の第3条「市民の読書活動の推進に関する施策」を合わせ、一体の計画として平成26年3月に「横浜市民読書活動推進計画（以下「第一次読書計画」という。）」を策定しました。

これにより、第一次読書計画策定から平成30年度までのおおむね5年間、市内各所で様々な読書活動が活発に推進され、区役所・市立図書館（以下「図書館」という。）・市立学校（以下「学校」という。）では地域性に応じた読書活動推進目標を策定しました。

令和元年6月28日には、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行されました。第一次読書計画期間中の5年間の社会情勢の変化、取組状況と成果や課題等の検証、読書バリアフリー法の基本理念等を踏まえ、「第二次横浜市民読書活動推進計画（以下「第二次読書計画」という。）」を令和元年12月に策定しました。第二次読書計画策定から令和5年度までのおおむね5年間では、第一次読書計画の取組を継続しつつ、区役所・図書館・学校は、地域性に応じた読書活動推進目標を更新、教育委員会は、他機関、民間事業者と連携し、全市的な読書イベントや広報活動を実施してきました。

この度、第二次読書計画の計画期間（令和元年度～令和5年度）が終了となるため、第三次横浜市民読書活動推進計画（以下「第三次読書計画」という。）を策定します。

第三次読書計画は第二次読書計画の取組を継続しつつ、これまでの成果や課題等を踏まえ、社会情勢の変化に対応し、策定します。

2 読書活動推進の意義

子ども読書法及び読書条例では、読書活動を「言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、又は豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なもの」としています。

また、読書条例では基本理念として「乳幼児期から高齢期まで市民一人一人が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備するよう全力を挙げなくてはならない」としています。そのため、家庭や学校、地域で読書活動を進めていくことが求められています。

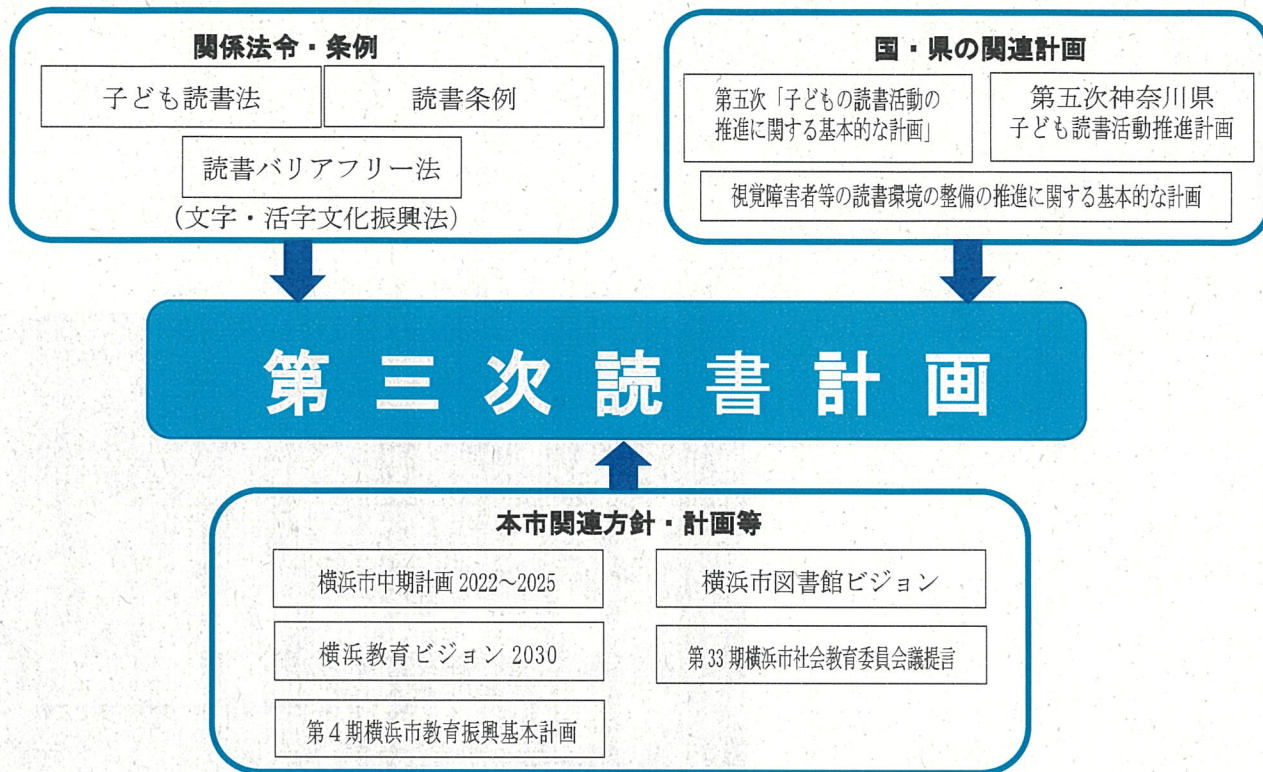
そして、読書バリアフリー法では、法律の目的を「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」としています。これを受け、読書バリアフリー法をテーマに諮問した第33期横浜市社会教育委員会¹（令和3年～令和5年）では、横浜市としての読書バリアフリー法に基づく取組の方向性について、基本的な取組、重点取組等を示した提言がなされました。この提言では、視覚障害者等をはじめ、すべての市民が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる環境の整備が求められています。

これらを踏まえ、本市及び関係者は、市民一人一人の心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資するため、第三次読書計画に記載した取組を推進します。

¹ 横浜市社会教育委員会…社会教育（学校教育以外で主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）に関し、教育委員会へ助言することを目的に設置しています。

3 計画の位置づけ

第三次読書計画は、関係法令・条例に基づき策定し、本市計画の関連する部分や国・県等読書活動に関する計画等との整合性・連携を図ります。



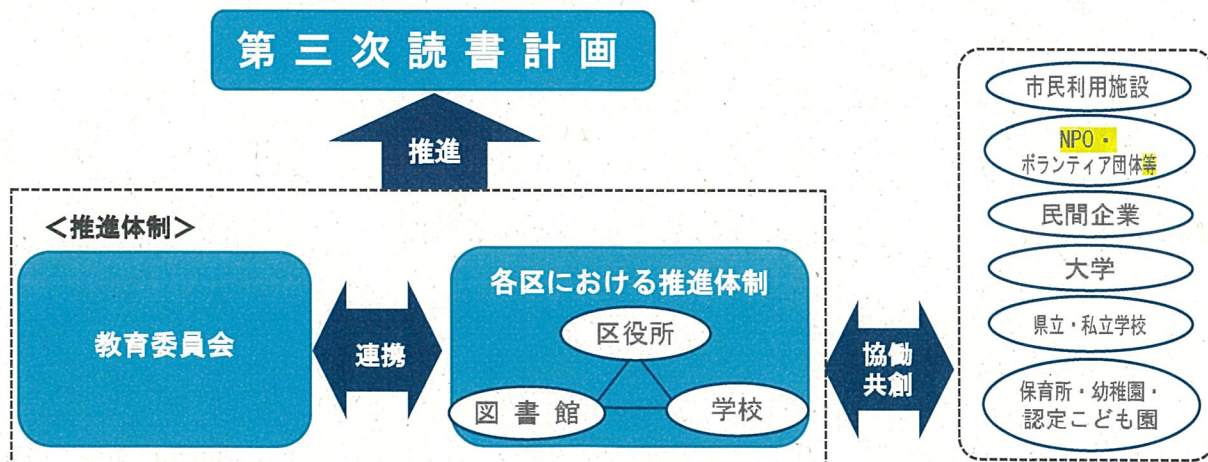
4 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

5 推進体制

区役所・図書館・学校は、第三次読書計画を踏まえ、区の地域性に応じた読書活動推進目標を定め、これまでの読書活動推進の取組の中で築かれた連携基盤を生かし、引き続き地域全体で読書活動を推進します。

また、区役所・図書館・学校及び教育委員会は、読書活動推進団体等と連携・協働・共創しながら、読書活動推進の取組を拡充していきます。



第2章 読書活動を取り巻く 状況について

1 国・県の動向

(1) GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末や高速通信ネットワーク環境の整備 (令和元年 12 月)

GIGA スクール構想とは、国が提唱した「児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した構想のことで、令和元年 12 月に予算案が閣議決定されました。

同構想では、令和 5 年度までに 1 人 1 台端末の整備を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、休校が続く学校などの状況を鑑み、令和 2 年度中までに前倒しで各自治体が一人一台端末を整備することとなりました。

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 (令和 2 年 7 月)

令和元年 6 月に、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が施行されました。

それに基づき令和 2 年 7 月に文部科学省および厚生労働省が、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を公表しました。

基本的な方針として、アクセシブルな電子書籍等²の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供、アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮の 3 つが掲げられています。

(3) 第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定 (令和 4 年 1 月)

第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」(計画期間/令和 4 年度～令和 8 年度)では、各学校における学校図書館図書標準³達成を目指すための新たな図書の整備に加え、図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促進することや、新聞の複数紙配備を図ることなどが示されました。

(4) 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定 (令和 5 年 3 月)

国では、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、令和 5 年 3 月に策定されました。この計画は、政府がおおむね 5 年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の 4 つの基本方針が示されました。

(5) 「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定 (令和 6 年 3 月)

神奈川県では、「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」が令和 6 年 3 月に策定されました。この計画では、『友のように いつも そばに 一冊の本を』～本との出会い、本から拓く思いやり 心のつながりを大切に～をスローガンに掲げ、「子どもが読書に親しむための環境づくり」、「子どもが読書に親しむことを支える人づくり」、「子どもが読書に親しむための情報収集・発信」を基本方針としています。

² アクセシブルな電子書籍等…デジジー図書 (P21 参照)・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック・テキストデータ等、視覚障害者等が利用しやすい書籍のこと。

³ 学校図書館図書標準…文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。

2 横浜市の動向

(1) GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の整備 (令和 2 年 9 月)

国において、当初令和 5 年度までとしていた 1 人 1 台端末の整備が令和 2 年度中へ前倒しとなったことを受け、本市では令和 2 年 9 月に「横浜市における GIGA スクール構想 (以下「GIGA スクール構想」という。)」を公表しました。

GIGA スクール構想に基づき、端末や校内 LAN 等の ICT 環境を整備するとともに、今までの横浜の教育と最先端の ICT のベストミックスを図りながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を実現する取組を行っています。

(2) 読書バリアフリー法に基づく取組の方向性に関する提言 (令和 5 年 2 月)

第 33 期横浜市社会教育委員会 (任期／令和 3 年 9 月 15 日～令和 5 年 9 月 14 日) では、「読書バリアフリー法に基づく取組の方向性について」協議が行われ、提言がまとめられました。

この提言は、読書バリアフリー法で「視覚障害者等」として定義されている「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人」の図書館・学校図書館を中心とした読書環境の整備の方向性について、同法の基本理念を軸に会議での検討を重ねてきた結果がまとめられています。(詳細は P.20 参照)

(3) 第 4 期横浜市教育振興基本計画の策定 (令和 5 年 2 月)

横浜市教育委員会では、2030 年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン 2030」(平成 30 年策定) のアクションプランとして、「第 4 期横浜市教育振興基本計画」(計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度) を令和 5 年 2 月に策定しました。

第 4 期横浜市教育振興基本計画では、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、つながりを大切にした教育の推進を目的としています。

図書館では、図書館の在り方に関するビジョンの策定、電子書籍の充実や ICT を活用したサービスの拡充、学校では、学校図書館の環境や資料等の充実や学校司書^{※4}や司書教諭^{※5}の研修の充実、全市的には、市民が読書に親しむ機会の創出などの取組が挙げられています。

(4) 横浜市図書館ビジョンの策定 (令和 6 年 3 月)

近年、図書館には、資料の収集と提供だけでなく、市民が気軽に集い、交流する「居場所」としての機能や、居心地よく豊かな時間が過ごせる場としての役割も期待されるようになっていきます。また、市民の皆さまが図書館に求める環境・施設やサービスも多様化しています。加えて図書館には、増加傾向にある物流への対応や、蔵書の質・量の充実と収容能力の確保、電子書籍への対応など様々な課題があります。

こうしたことを踏まえて、横浜市では 10～20 年後を見据え、中長期的な社会の変化を展望し、これからの図書館の「目指す姿」や「取組の方向性」を示すものとして、令和 6 年 3 月に「横浜市図書館ビジョン」を策定しました。

⁴ 学校司書…学校図書館法第 6 条で定められた専ら学校図書館の職務に従事する職員。

⁵ 司書教諭…学校図書館法第 5 条で定められた、学校図書館の専門的職務をつかさどる教諭。

■新たな図書館像

これからの図書館は、読書を通じて「知る・学ぶ・深める」ができるのはもちろん、居心地よく自由に過ごすことができる、多様な人々の「つどい・憩う」場になります。「遊ぶ・体験する」ことができ、「まちとつながり・交流」もできる“わくわく”を見つけられる場になります。さらに「連携・協働」して、新しい“わくわく”を創り出せる、子どもから大人まで、みんなが主役になれる場となっていくます。

■5つの基本方針

- 基本方針1 未来を担う子どもたちのための図書館
- 基本方針2 あらゆる市民のための図書館
- 基本方針3 まちとコミュニティのための図書館
- 基本方針4 利用しやすい図書館サービス
- 基本方針5 柔軟に変化し魅力がいつまでも持続する図書館

(5) 今後の市立図書館再整備の方向性（令和6年12月）

「横浜市図書館ビジョン」の具体化に向け、令和6年12月に、「今後の市立図書館再整備の方向性」を策定しました。以下の3つの柱を方向性としてお示ししています。

■ねらい

従来の市立図書館全体の枠組みを再構築し、デジタル技術もいかしながら、提供するサービスの充実とアクセス向上を目指す

■取組

柱1 市立図書館の再整備・機能拡張

・時間軸を考慮した地域図書館の老朽化対策

《基本》建物の老朽化状況や周辺まちづくりの状況等に応じた再整備

《短期》居心地の向上を目指した、各館のリノベーションの実施

・一部の地域図書館の中規模化

市域全体の交通アクセス・バランス等を考慮し、一部の地域図書館が有する機能・規模を拡大

・新たな大型図書館の整備

時代・ニーズの変化等に対応する、新たな大型図書館を整備

柱2 図書サービスへのアクセス性の向上

・図書取次拠点の増設

・図書取次サービスを支える物流拠点整備

柱3 デジタル技術の積極導入

・デジタル技術を活用した多様な体験の提供

・より便利で使いやすい図書館の実現

(図1) リノベーションによる環境づくり (イメージ)



(図2) AIによるおすすめ絵本の紹介 (イメージ)



3 横浜市における読書活動推進の現状

(1) 第二次読書計画 重点項目の振り返りと今後の方向性について

第二次読書計画では、4つの重点項目を基に読書活動推進の取組を進めてきました。

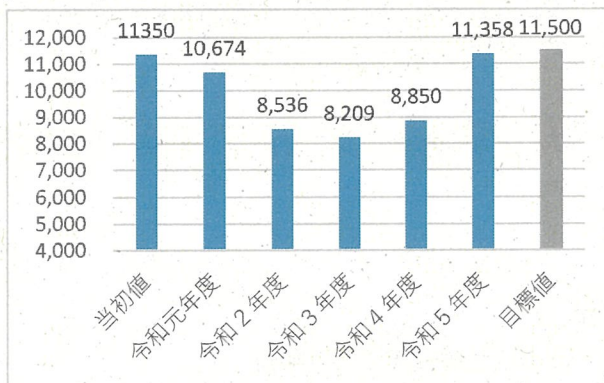
計画期間中における、各重点項目の主な取組状況は以下のとおりです。なお、各表の「当初値」は、平成30年度の数値を表し、「目標値」は令和5年度末時点の目標を表しています。また、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認され、その後令和4年度まで読書活動に大きな影響を及ぼしました。

重点項目1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

【振り返り】

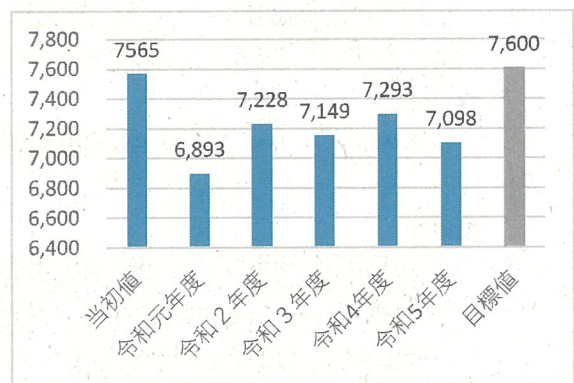
○学校図書館の「来館者数」、「貸出冊数」は新型コロナウイルス感染症拡大による休校などの影響で減少しました。来館者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の数値に戻ってきましたが、児童生徒が一人一台端末を用いて情報収集する力を身に付けたことで、貸出冊数は減少したと考えられます。 【図表1】 【図表2】

【図表1】 学校図書館の来館者数（人）



横浜市教育委員会調べ

【図表2】 学校図書館の貸出冊数（冊）

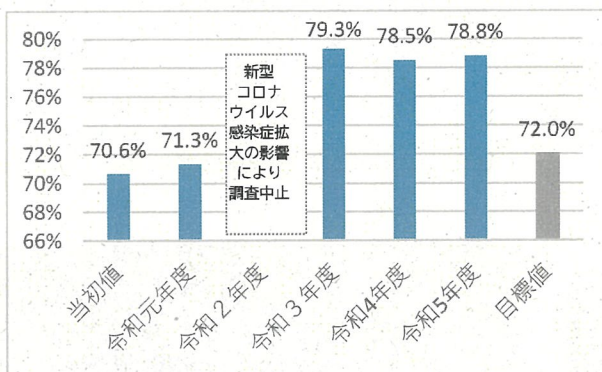


横浜市教育委員会調べ

○「学校図書館が好きと答えた市内小中学生の割合」、「1日のうち読書を「している」と回答した市内小中学生の割合」は目標値を更新し、第二次読書計画の目標を達成しました。学校図書館の資料の充実に向けた取組や、学校司書による授業支援の実践の成果と考えられます。

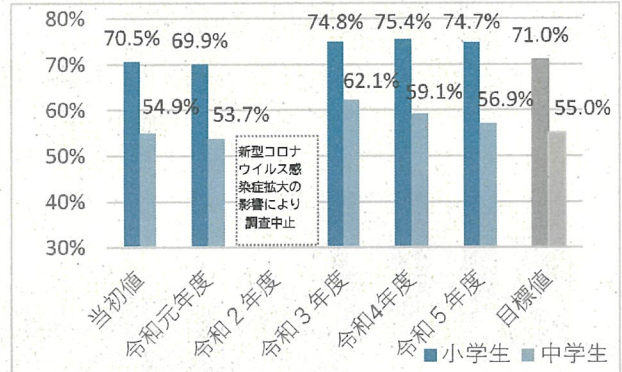
【図表3】 【図表4】

【図表3】 学校図書館が好きと回答した市内小中学生の割合（％）



《出典》横浜市学力・学習状況調査

【図表4】 1日のうち読書を「している」と回答した市内小中学生の割合（％）



《出典》横浜市学力・学習状況調査

※令和元年、令和4年度は全校調査、令和3年度の調査は、横浜市学力・学習状況調査の改訂により、学校数の7割が回答したものです。

【今後の方向性】

子どもの読書機会や本を手にする機会の充実に努め、学校図書館の図書や情報等を授業においても活用することを継続して推進します。また、電子書籍サービスの導入の検討を進め、読書に親しむための多様な方法を提示する等、さらなる読書活動の推進を図っていきます。

重点項目2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大

(ア) 図書館の登録者数と貸出冊数

【振り返り】

令和5年度の図書館の登録者数は約73万人であり、市の人口約377万人の約20%にあたります。年間の個人貸出冊数は約1,185万冊で、第二次読書計画の目標値である1,100万冊を達成しました。うち児童書は約395万冊で、年間貸出冊数の約35%を児童書が占めています。電子書籍の利用は約16万件あり、広域相互利用^{※6}による貸出は約56万冊です。登録者数は減少傾向にありますが、貸出冊数は、電子書籍サービスの開始や、令和4年度に貸出冊数を6冊から10冊に変更したことなどに伴い、増加傾向にあります。(令和5年度は図書館情報システムの更新に伴う臨時休館の影響により減少)【図表5】

【図表5】 図書館の利用状況 (貸出冊数には市立図書館での貸出(電子書籍含む)、広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出も含む)

	登録者数	貸出冊数				
		一般書	児童書	電子書籍	広域	貸出合計
令和元年度	902,491	6,818,754	3,058,928	-	502,656	10,380,338
令和2年度	883,160	5,731,741	2,748,643	-	410,227	8,890,611
令和3年度	879,547	7,112,113	3,834,998	59,173	594,173	11,600,457
令和4年度	868,558	7,370,614	4,163,183	93,594	571,539	12,198,930
令和5年度	738,685	7,172,457	3,952,832	159,273	562,472	11,847,034 【目標値: 11,000万冊】

《出典》横浜市の図書館 2020～2024 (横浜市立図書館年報)

図書館におけるサービス拡充の変遷

令和2年11月	町田市との「図書館の相互利用に関する協定」の締結
令和3年3月	逗子市との「図書館の相互利用に関する協定」の締結
	⇒隣接する全7市との「図書館の相互利用に関する協定」締結完了
	電子書籍サービスの開始
	視覚障害者向けオンラインによる対面朗読サービスの開始
令和4年1月	日吉図書取次所「日吉の本だな」の開設 (P.16 参照)
令和4年3月	中央図書館地下1階を「交流と学びのフロア」としてリニューアル
令和4年4月	移動図書館「はまかぜ2号」 ^{※7} の運行開始
	貸出冊数を6冊から10冊に拡大
	郵送による利用者登録・登録更新手続きの開始
令和6年1月	図書館情報システムのリニューアル
	⇒AI蔵書探索を全国で初めて開始
	デジタル図書館カードの運用開始
	オンラインによる利用者登録・登録更新申請手続きの開始

⁶ 広域相互利用…横浜市と隣接する7市(川崎市・鎌倉市・逗子市・藤沢市・大和市・横須賀市・町田市)と、相互の市民が直接各自治体の図書館で本を借りられるように協定を結んでいます。

⁷ 移動図書館はまかぜ号…本棚を取り付けた特別仕様の車で、約3,000冊の図書を積載することができます。図書館から遠い地域を中心に、令和6年度時点で市内30か所を定期的に巡回しています。

【今後の方向性】

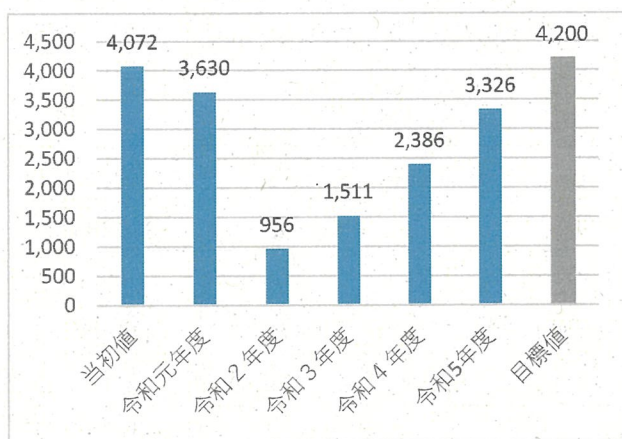
令和3年から開始した電子書籍サービスの貸出冊数は増加しており、今後も新たなコンテンツの拡充により、利用促進を図っていきます。また、図書館情報システムの更新を契機とし、利用手続のオンライン化や、AIを活用した蔵書探索サービスの提供などを開始しました。より多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、引き続きデジタルを活用したサービスを展開していきます。

（イ）読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動人数

【振り返り】

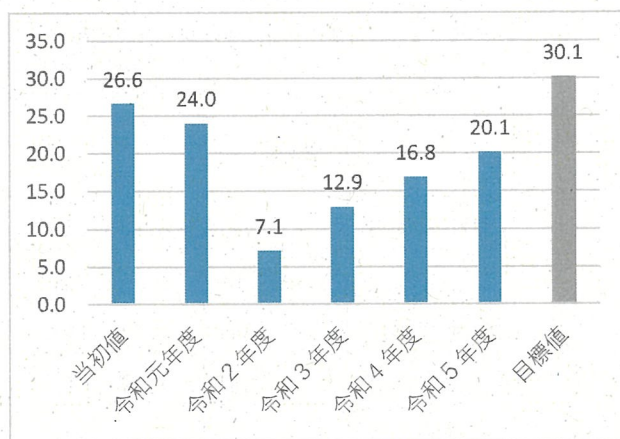
図書館と連携した事業での「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動人数」及び市民利用施設での「読み聞かせ、朗読等ボランティアの1館あたりの平均活動数」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しましたが、回復傾向にあります。【図表6】【図表7】

【図表6】読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数（図書館と連携した事業）



横浜市の図書館 2020～2024（横浜国立図書館年報）

【図表7】読み聞かせ、朗読等ボランティア活動数（市民利用施設1館平均数）



横浜市教育委員会事務局調べ

【今後の方向性】

図書館と連携した事業での「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動人数」は、ボランティア向けの講座や交流会等の実施を通して、読書活動に携わる人のすそ野を広げ、活動の機会を増やしていきます。

市民利用施設での読み聞かせ・朗読等ボランティアの活動支援は引き続き継続します。第三次読書計画では、活動支援に加え、読書活動を推進する多様な主体との連携も拡大していきます。

重点項目 3 読書活動の拠点の強化と連携

【振り返り】

- 図書館でのグループ貸出^{※8}、学校向け貸出^{※9}の冊数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を下回りました。中央図書館では、学校向けサービスとして、「母語セットの貸出^{※10}」を開始し、外国につながる児童生徒が読書に親しむ機会を支援しました。
- 地域や学校と継続的に連携し、ボランティア向けの研修や講座を行うことによって、図書の活用に向けた土壌づくりを行いました。

成果指標		当初値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
図書館でのグループ貸出、学校向け貸出の合計冊数	合計	95,404	87,643	62,208	76,233	83,279	81,497	99,000
	グループ貸出	49,768	47,151	27,201	38,283	48,525	51,647	—
	学校向け貸出	45,636	40,492	35,007	37,950	34,754	29,850	—

【今後の方向性】

グループ貸出や団体貸出^{※11}を活用した子育て関連施設などへの支援を強化するとともに、引き続き学校と連携し、地域や学校の読書活動を推進していきます。

重点項目 4 区の地域性に応じた読書活動の推進

【振り返り】

第二次読書計画時の成果指標である区の活動目標の推進について、全区において第二次読書計画の期間中に活動目標の更新を行いました。全区で取組の情報共有を行いながら、地域性に応じた読書活動を推進しました。

【今後の方向性】

引き続き、地域性に応じた読書活動に対するニーズを捉えて、区役所・図書館・学校が連携して、区の活動目標を定め、効果的な読書活動の取組を進めます。

⁸ グループ貸出…市内で読書に関する活動を行う会員5人以上のグループを対象に、1グループにつき30冊まで、30日間、図書の貸出を行う図書館のサービス。

⁹ 学校向け貸出…市立学校教職員を対象に、40冊まで、30日間図書の貸出を行う図書館のサービス。

¹⁰ 母語セットの貸出…外国につながる児童生徒の母語による読書活動を支援するため、国際教室が設置されている市立小中学校向けに、母語で書かれた図書ややさしい日本語で書かれた図書等の貸出を行う図書館のサービス。

¹¹ 団体貸出…地域の自主的な読書活動を支援することを目的に、自治会町内会や保育所・幼稚園、地域文庫等の読書活動団体へ、1団体につき500冊まで、1年間、図書の貸出を行う図書館のサービス。

第二次計画時における、各区の主な取組

鶴見区 NHK 連続ドラマ小説「ちむどんどん」で鶴見と沖縄が舞台となったことを契機に、区や JICA 横浜とも連携し、沖縄関連の6イベントを開催（展示、おはなし会、講演会、クイズラリーなど）しました。  鶴見区の読書目標  つるみ読書講演会（令和4年度） 「脚本家の仕事〜ちむどんどんはこうして生まれた〜」	神奈川区 毎年違うテーマで講演会を開催し、講師の著作やテーマに関連する本の紹介を行いました。また、図書館のおはなし会で絵本の読み聞かせを行うボランティアの養成講座を開催（令和3年度）し、受講者が読み聞かせ活動を始めました。   神奈川区の読書目標  （左）令和5年度読書活動推進講演会「とにりに住んでる世界のひと」ポスター （右）養成したボランティアが活動する「土曜日のおはなし会」の様子
西区 読書活動の魅力を伝えることを目的として、「西区読書活動推進講演会」を開催しています。令和5年度は株式会社有隣堂の方々を講師に迎えて開催し、講演会の様子を記録した動画の再生回数は3万回を超えました。   西区の読書目標  講演会広報チラシ	中区 読書活動推進連絡会を定期的に開催し、区内の施設や書店、飲食店等と連携した「なか区ブックフェスタ」や、山手西洋館との協働読書イベント「本活コミュニケーション」など、中区ならではの地域に根差した取組を進めてきました。   中区の読書目標  なか区ブックフェスタ
南区 4つの地区センターでの読み聞かせボランティア連続講座や図書修理講座などの人材育成を行いました。そのほか、講演会等の開催、南区読書イベントカレンダーや読書マップの配布などの啓発活動をしました。  南区の読書目標  五木寛之氏講演会「読むことと話すこと」	港南区 区役所と図書館と区内施設が連携し、どなたでも参加し易いよう、延べ8施設で「わらべうたと絵本を親子で楽しもう！」講座を開催。施設に絵本を寄贈しました。身近な施設での実施が喜ばれ、その後の利用にも繋がっています。  港南区の読書目標  日限山地域ケアプラザ会場での絵本贈呈

各区の読書目標は、本市のホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/shimindokusho.html#5DB70>

第二次計画時における、各区の主な取組

保土ヶ谷区

著名人による講演会、区民まつりや地域のイベントでのおはなし会、ほどがや花フェスタでのブックマーケット（本の無料市）などを、区民ボランティア、区民利用施設、民間事業者等と公民連携の視点に立ち協働で実施しました。



令和5年度の講演会（講師：沢木耕太郎氏）

保土ヶ谷区の
読書目標



旭区

読書関連施設に絵本などを配布し、それを活用して読み聞かせ活動をするボランティアを養成しました。また令和3年度には青崎有吾氏・大崎梢氏・森谷明子氏による講演会「小説家、図書館を語りつくす！」を行いました。



「小説家たち、図書館を語りつくす！」

旭区の
読書目標



磯子区

【まちじゅう図書館】新たな本との出会いの場をつくり、区民に読書の幅を広げていただくことを目的とした事業です。磯子区内4か所の地区センター、コミュニティハウスを巡回し、ライフステージに合わせた本のセットを展示しています。



本の展示風景

磯子区の
読書目標



金沢区

図書館・大学図書館・区民利用施設や外部機関など区内の様々な施設に御協力をいただき、10月～12月に「読書フェスティバル」として各館でイベントを開催しています。区ではイベント内容をまとめたパンフレットを発行しています。



令和5年度のパンフレット

金沢区の
読書目標



港北区

図書館で図鑑や本を見ながら紙芝居の作り方や発表の仕方を学ぶ、こども「紙芝居づくり」教室を実施しています。参加者が考えたお話を紙芝居にして、参加者や保護者の前で楽しみながら発表しました。



こども「紙芝居づくり」教室（令和5年度）

港北区の
読書目標



緑区

令和4年度から、区内にある横浜創英大学と協働して、司書による学生向けの絵本の講座と、講座を受けた学生によるおはなし会を実施しています。また、学生が選んだ「心に残る絵本」を紹介する冊子を作成して配布しています。



（左）学生によるおはなし会（令和5年度）

（右）学生と作成した冊子（令和4年度）



緑区の
読書目標



各区の読書目標は、本市のホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/shimindokusho.html#5DB70>

第二次計画時における、各区の主な取組

青葉区 読書支援ツール「Life with Reading」、子ども版「本の楽しみかたカード」を活用したワークショップを区内小中学校で実施すると共に、司書等の先生が使いこなせるよう支援も行い、本を紹介したコミュニケーション能力の向上を図りました。  青葉区の読書目標  中学校でのワークショップ	都筑区 地区センターや地域ケアプラザ、ららぽーと横浜などへ出向き「みゃーごとちゅーずのおでかけ図書館」事業を実施しました。また、図書館・区内読書関係団体・区役所担当者が集まる定例会も継続的に開催しました。  都筑区の読書目標  おでかけ図書館の様子(ららぽーと横浜)
戸塚区 子どもが読んで理解できる、いじめ・児童虐待・防犯等の児童書を紹介する「子どもSOSの本ブックリスト」を作成し、配布しました。また、紹介した本を読んでもらうため、区内読書関連施設に本を配布しました。(令和5年度)  戸塚区の読書目標  展示の様子/ブックリスト	栄区 本の紹介コミュニケーションゲーム「ビブリオバトル」を開催しています。区内の中学生が発表者となり、読んで面白いと思った本を5分間で紹介し、観覧者の皆様が一番読みたくなった本に投票してチャンプ本を決定しています。  栄区の読書目標  ビブリオバトルの様子
泉区 区内の読書関連施設を紹介する読書マップを作成するとともに、リユース文庫の特設、区内読書関連施設と連携した読書スタンプラリー、お勧めの本の紹介等のイベントを開催し、読書活動の推進を図りました。  泉区の読書目標  読書イベントの様子	瀬谷区 若年層に人気のある「謎解きイベント」をメインテーマとし、活字離れの進む若年層にも本を読む機会や新しい本の楽しみ方を知ってもらう機会とするため、本の謎解きイベントを実施しました。  瀬谷区の読書目標  「タイトルを探し出せ！」本の謎解きイベント(令和4年度)

各区の読書目標は、本市のホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/shimindokusho.html#5DB70>

【コラム 子ども読書活動優秀実践校・実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞】

文部科学省では、平成14年度から、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を推進するため、特色ある優れた実践を行っている学校・園、図書館、団体・個人に対し、大臣表彰を行っています。「子どもの読書活動優秀実践校・実践図書館」として、文部科学大臣より表彰された学校・図書館を紹介します。

【令和6年度受賞校の取組】

●川上小学校（戸塚区）

国語科の授業と関連づけ、児童に配付しているタブレット端末で利用できる「読書生活シート」を開発しました。このシートに、読書記録と読書計画の機能をもたせることで、自らの読書生活を日常的に見つめながら、主体的に読書に向き合う子どもの育成につなげました。読書月間には、図書委員会が独自のイベントを企画・運営しており、「読書スタンプラリー」等の記念品として「手作りしおり」を作成するなど、児童の読書活動への興味・関心を高めています。

司書教諭や学校司書、ボランティアと、読書活動や学校図書館の様子をまとめた読書活動パネルを区役所や商業施設等に展示し、取組を発信するとともに、いただいた感想や意見を学校図書館の環境整備や読書活動の充実に役立てています。



読書生活シート



読書活動パネル

●港南図書館（港南区）

読み聞かせボランティアグループ4団体と積極的に連携し、図書館でのおはなし会を年間134回開催するとともに、区役所や地域施設と連携し、市民に身近な場所での「わらべうたと絵本を親子で楽しむ講座」を実施するなど、区内全域で読書に親しむことができる取組を進めてきました。

また、図書館で、おはなし会と「子育ての居場所事業（子育て相談、情報提供等）」を同日開催することで、子育て支援にも貢献しています。さらに、読書に親しみやすい環境づくりとして、港南図書館マスコットキャラクター「こうなんうさばん」を活用し、読んだ本を記録して読書ノートをいっぱいにする読書マラソンや、ぬりえ大会を開催し、図書館の利用促進や読書活動の推進に取り組んでいます。



「わらべうたと絵本を親子で楽しもう！」



読書マラソンポスター

●北綱島特別支援学校（港北区）

読書支援の時間「としよ」では、個々の身体状況が異なることから、手遊び歌やパネルシアター、製作体験等、様々な感覚を使って参加できるよう工夫しています。

学校司書による本の提示や読み聞かせでは、手指を含めた上肢の動きが良好で触覚優位である場合に、触る絵本やタブレット端末で利用できるマルチメディアデジジー図書（P.22参照）を活用しているほか、意思伝達が眼球や眼瞼等限られている場合にも、まばたきなどの微細な反応によって本人とコミュニケーションをとり、本の選択や感想の交流につなげたりしています。

また、給食時間等に視聴が困難な児童生徒が、見やすい姿勢で、都合のよい時間に見られるようにするために、読み聞かせ動画をタブレット端末のアプリで共有する等、読書機会の確保のために工夫を凝らしています。



読書支援の時間「としよ」



マルチメディアデジジーの活用

【令和元年度～令和5年度の受賞団体一覧】

年度	受賞校
令和元年度	榎が丘小学校（青葉区）
	すすき野中学校（青葉区）
	青葉おはなしフェスティバル実行委員会（青葉区）
	緑図書館（緑区）
令和2年度	緑園東小学校（泉区）
	若葉台特別支援学校（旭区）
	戸塚図書館（戸塚区）
令和3年度	豊田小学校（栄区）
	金沢図書館（金沢区）
令和4年度	山内中学校（青葉区）
	神奈川図書館（神奈川区）
令和5年度	寺尾小学校（鶴見区）
	本牧南小学校（中区）
	中図書館（中区）

※各取組の詳細は、文部科学省のホームページから検索することができます。



子ども読書の情報館

<https://www.kodomodokusyo.go.jp/jirei/>

【コラム 図書取次サービス実施場所について】

「図書取次サービス」は図書館以外の場所で予約した本の受取や本の返却ができるサービスで、市内11か所で実施しています。11か所目の日吉図書取次所（日吉の本だな）は令和4年1月に開所しました。日吉図書取次所では、本の受取や返却に加えて、港北図書館がおすすめの本展示や、おはなし会・朗読会、絵本づくり講座などの企画事業を、港北区役所や地域の団体と連携しながら行っています。また、本や図書館に関する相談や図書館カードの登録会を開催する等、利用促進にも取り組んでいます。令和7年3月には、新たな図書取次所をららぽーと横浜（都筑区）に開設する予定です。



「日吉の本だな」の展示スペースおよび企画スペース

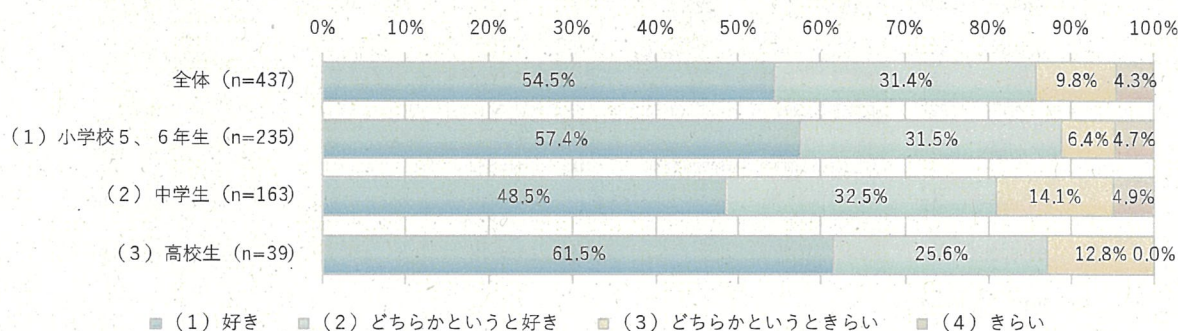
(2) 第三次読書計画策定に向けたアンケート等の実施について

ア 横浜市民読書アンケートについて

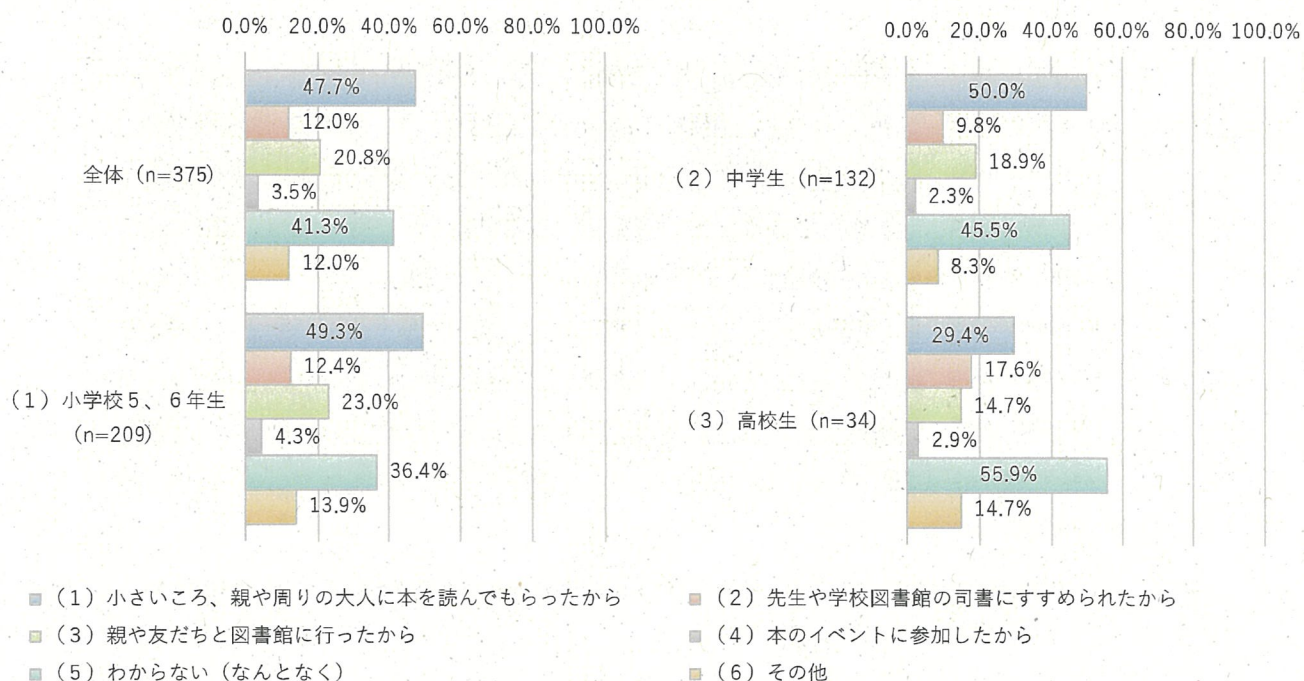
横浜市民の読書活動の現状を把握するため、令和6年7月から8月にかけてアンケート調査を実施しました。アンケートは子ども向け（小学校5年生～高校3年生）と大人向け（18歳以上）の2つに分けて実施し、子ども437人、大人2,419人、合計2,856人の方に回答をいただきました。

●子ども向けアンケートの主な質問項目と結果

あなたは本を読むことが好きですか、という問いに対して、「好き」と答えた人が最も高く（54.5%）、過半数を占めました。「どちらかというときらい」を含めると約85%が本を読むことに対して好意的な反応でした。



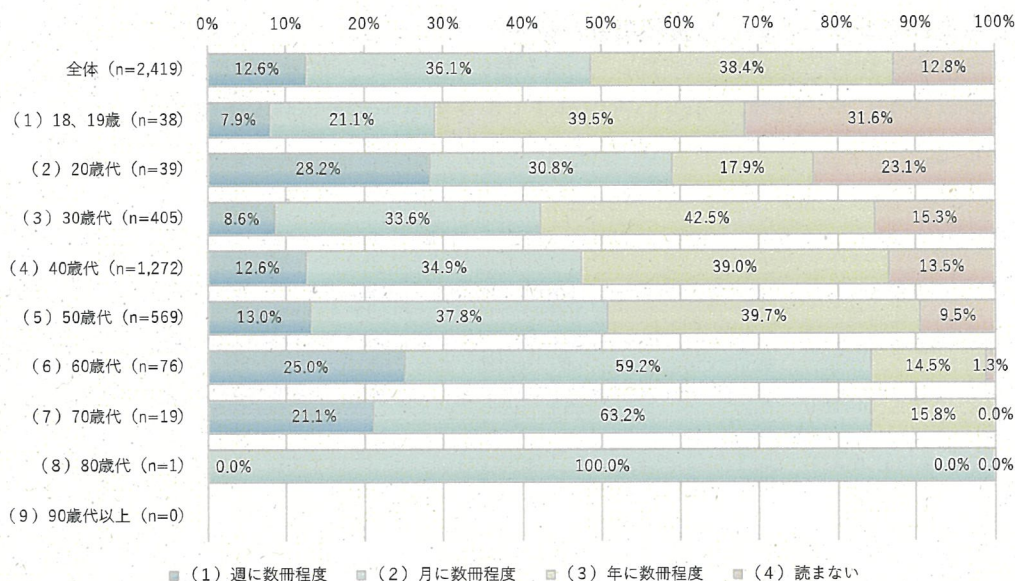
また、本を好きになったきっかけの問いに対しては、「小さいころ、親や周りの大人に本を読んでもらったから」と答えた人が47.7%と最も多く、次いで「わからない」が41.3%、「親や友だちと図書館に行ったから」が20.8%、「先生や学校図書館の司書にすすめられたから」が12.0%、「本のイベントに参加したから」が12.0%の順でした。



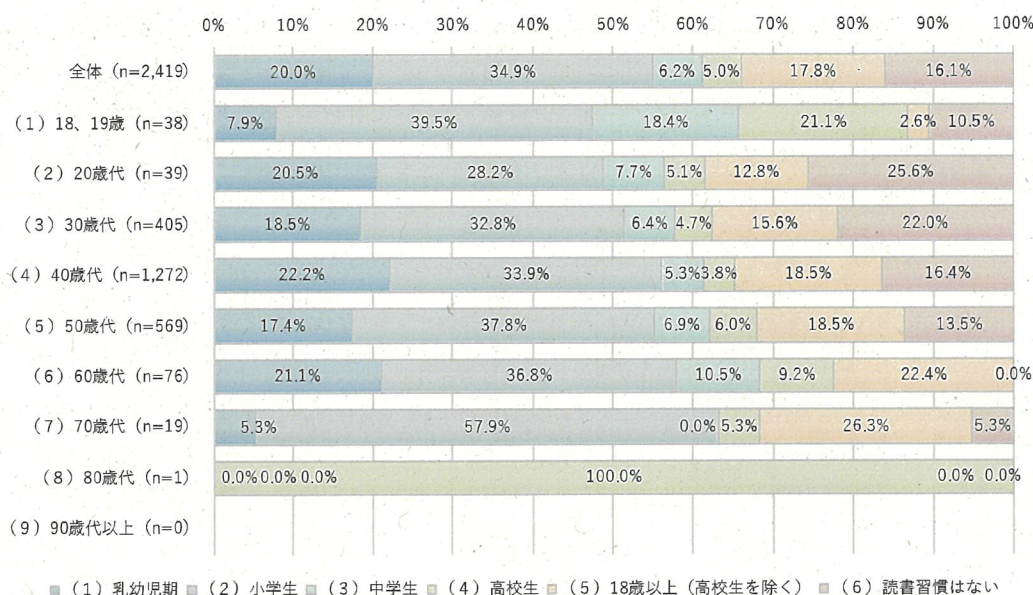
●大人向けアンケートの主な設問と結果

年間にどのくらい本を読みますか（電子書籍も含む）、という問いに対して「年に数冊程度」と答えた人が最も高く（38.4%）、「月に数冊程度」が36.1%、「読まない」が12.8%、「週に数冊程度」が12.6%という順でした。

年代別に見ると、「週に数冊程度」の比率が最も高いのは20歳代であり（28.2%）、「読まない」の比率が最も高いのは18歳（高校生を除く）、19歳でした（31.6%）。年代が高くなるにつれて「読まない」の比率は低くなる傾向にあります。



また、これまでを振り返って、今の読書習慣はいつの時期から始まっていますか、という問いに対しては、「小学生」と答えた人が最も高く（34.9%）、「乳幼児期」（20.0%）、「読書習慣はない」（16.1%）、「18歳以上（高校生を除く）」（17.8%）、「中学生」（6.2%）、「高校生」（5.0%）という順になりました。



イ ワークショップの開催について

子どもの部と大人の部の2部構成で実施し、参加者の読書活動の現状や読書をするきっかけ等について語り合いました。

子どもの部では「みんなが本を読みたくするにはどんなしつけやイベントがあると、より本を楽しく読めるようになるか」をテーマにグループディスカッションを実施しました。

「絵本などの子どもが大好きな要素を取り入れたイベントの実施」「生徒同士で読んでいる本を紹介しあい、新しい本を知れるといい」「本好きの同世代が集まり、お勧め本や本の魅力について話し合えるイベント」といった様々な意見がありました。

大人の部では「子どもたちが本を楽しく読めるようになるには」「本を介した交流や企画、どんなイベントがあると本を読むきっかけになるか」のテーマに分かれてグループディスカッションを行いました。

「子どもたちが本を楽しく読めるようになるには」をテーマにしたグループからは「学校では読み聞かせ、ストーリーテリングなど本の世界への興味を高める活動」「親子で参加できる読書イベント（多様な生活スタイルに合うよう開催を工夫）があるといい」といった意見がありました。

また、「本を介した交流や企画、どんなイベントがあると本を読むきっかけになるか」をテーマにしたグループからは「読書会の活性化（多様なテーマでの開催、会情報を集約して発信、開催したい人の支援）」「もっと読書の魅力を伝えたい、本について話せる機会がほしい」といった意見がありました。

● 7月28日（戸塚区：戸塚地区センター）

子どもの部



大人の部



● 8月3日（都筑区：中川西地区センター）

子どもの部



大人の部



(3) 第33期社会教育委員会議提言について

第33期社会教育委員会議の提言では、横浜市における視覚障害者等の読書環境の整備状況や読書バリアフリー法の基本理念に関連する取組の実施状況を踏まえ、従来からの取組を今後も継続的に実施するものなどを「基本的な取組」としました。

また、この「基本的な取組」を基盤とした上で、特に重点的に推進していくものを「重点取組」として位置付けました。

【提言で示された基本的取組】

1 視覚障害者等が利用しやすい書籍等及び読書支援機器の拡充

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等や読書支援機器の拡充
- ・市立図書館による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の学校図書館への貸出
- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作人材の育成

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を誰もが利用できる環境づくり

- ・市立図書館の活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象拡大に関する周知
- ・一般利用が可能な視覚障害者等が利用しやすい書籍等の周知
- ・視覚障害者等の読書環境整備に必要な用具の給付

3 円滑な図書館利用のための合理的配慮

- ・市立図書館における視覚障害者等へのサービスの充実
- ・市立図書館の施設整備や改修における、視覚障害者等の円滑利用への留意
- ・学校図書館における、児童生徒、教職員のニーズ等に応じた円滑な図書館利用のための支援

【提言で示された重点取組】

重点取組1 連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

- ・民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

重点取組2 インターネットサービスの利用促進

- ・「サビエ図書館」「国立国会図書館」のインターネットサービスの利用支援の充実
- ・学校におけるインターネットサービス利用支援の充実

重点取組3 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成

- ・市立図書館における職員の人材育成
- ・学校における司書教諭、学校司書等の人材育成

重点取組4 効果的な広報・啓発戦略

- ・各種支援情報の一元化・見える化
- ・「誰一人取り残さない」ための情報発信
- ・地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進

【コラム バリアフリー図書の紹介及び本市の取組について】

バリアフリー図書とは、障害の有無に関わらず、誰もが読書を楽しめるように作られた書籍のことです。このコラムでは、バリアフリー図書及び本市の取組を紹介します。

1 バリアフリー図書の紹介

「目で読む」「触って読む」「耳で読む」「耳と目で読む」に分けて紹介します。

【目で読む】

●大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれた本です。

●LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。

ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解しやすく書かれています。

【触って読む】

●点字図書

点字に翻訳された本です。点を使って図や絵に表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。紙の本のほかには点字データもあります。

●布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通すなどの仕掛けがあるものもあり、楽しみながら読むことができます。

【耳で読む】

●音声デジター

本の内容を録音して音声にしたものです。図や写真の説明も入っています。パソコンやタブレット・スマートフォン、専用機器などを使って、読むことができます。

●読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック

電子書籍の中には、音声合成機能で読み上げられるものがあります。また、文字の大きさ・色・背景の色を変えることができるものもあります。

オーディオブックは、本の内容を朗読した音声データです。パソコンやタブレット、スマートフォンなどで聴くことができます。



動画で「目で読む」
バリアフリー図書を
紹介しています。



布の絵本
『たのしいどうぶつえん』
製作：よこはま布えほんぐるーぷ



動画で「触って読む」バ
リアフリー図書を紹介
しています。



デジター再生専用機器
PLEXTALK PTR3
シナノケンシ株式会社

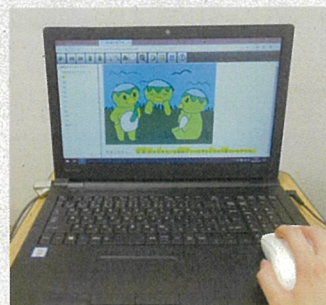


動画で「耳で読む」
バリアフリー図書を
紹介しています。

【耳と目で読む】

●マルチメディアデイジー

本の内容を録音した音声を、その部分の文字や画像をハイライトしながら一緒に読むことができます。パソコンやタブレット、スマートフォンなどを使って読むことができます。



マルチメディアデイジーを再生している様子

わいわい文庫 2022

Ver. BLUE『三郎丸の大きくすとカップ』

協力：福岡女子短期大学

●テキストデイジー

文字情報（テキストデータ）を音声合成機能で読み上げるものです。パソコンやタブレット、スマートフォン、専用機器などを使って読むことができます。パソコンやタブレットで再生アプリケーションを使って読む場合は、文字の大きさや背景の色を変えたりすることができます。再生アプリケーションによっては、読み上げている部分をハイライトさせることもできます。



動画で「耳と目で読む」
バリアフリー図書を紹
介しています。

●りんごの棚

りんごの棚とは、特別な配慮を必要とする子どもが利用しやすい本を集めた棚のことです。1993年にスウェーデンで始まりました。棚の名前の由来は、言語障害のある子どものために作られたりんごのおもちゃから付けられました。

本市の図書館では、大活字本、LLブック、点字図書、さわる絵本などを展示しています。



戸塚図書館 りんごの棚

2 本市の取組

●読書バリアフリー展の開催

バリアフリー図書の体験等を通して、読書バリアフリーについて分かりやすく伝える企画展示を、令和5年9月～10月に市庁舎2階プレゼンテーションスペースで開催しました。その後、中央図書館や各区の図書館でも開催しています。

アンケートでは、「色々な工夫がなされた本があることを知り、勉強になった」といった感想をいただきました。



読書バリアフリー展の様子

●西区 学校向け「読書バリアフリーセット」の貸出（令和5年度）

中央図書館では西区役所と連携して、市立小中学校向けに「読書バリアフリーセット」を作成しました。

LLブック、点字やピクトグラム付きの絵本その他、マルチメディアデイジー、リーディングトラッカー（※）など、さまざまな読書のカタチに児童生徒が出会えるよう、図書館司書が先生に対し、本や機器の使い方を事前説明してから利用いただいています。

※リーディングトラッカー…読みたい特定の行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進めることができる機器のこと。



読書バリアフリーセット

第3章 計画の全体について

1 基本姿勢

第三次読書計画を推進するにあたっては、第二次読書計画の重点項目や取組等を継続しつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域資源やデジタル技術を活用して、アクセスしやすい環境づくりを進め市民一人一人が文字・活字に親しめるよう、次の4つの基本姿勢を基に、読書活動を推進します。

1 デジタル社会に対応した読書環境の整備の推進

市民一人一人、誰もが文字・活字を楽しめる環境づくりに向けて、デジタルを活用した読書環境を充実させ、紙媒体だけでなく電子書籍等を柔軟に選択することができるよう取り組みます。

※本市では令和3年に図書館で電子書籍サービスを開始したことや、令和6年に株式会社ポプラ社と協定を結び、小中学校9校で同社の運営する電子書籍読み放題サービスの「Yomokka! (よもっか!)」を試行導入するなど、電子書籍の活用を推進しています。(P.25 コラム参照)

2 区の地域性に応じた読書活動推進

地域性に応じた読書活動に対するニーズを捉えて、区役所・図書館・学校は連携して、区の活動目標を定め、効果的な読書活動の取組を進めます。

3 協働・共創による読書活動推進

様々な主体と協働・共創の視点を持って連携し、互いの特性を生かしながら、横浜らしい読書活動の推進に取り組みます。

4 読書活動推進を支える人材の育成

全ての市民が文字・活字文化の恩恵を受けることができるよう、デジタル技術に関する能力開発も含めた人材育成に取り組みます。

【コラム 人材育成】

●司書職人材育成ビジョンの策定（令和6年4月）

横浜市図書館ビジョンを実現するために、図書館の司書の活躍が期待されます。本・情報に関する専門性を高めるだけでなく、デジタル活用や交流・協働・共創を進める能力を高めていくことは、変化し続ける図書館を支えるために、司書の能力として欠かせないものです。そのため、司書職人材育成ビジョンを令和6年4月に策定しました。第三次読書計画を進めるにあたって、司書職人材育成ビジョンに基づき人材育成に取り組んでいきます。

●学校司書研修

学校図書館の運営、読書活動の推進、児童生徒理解に関する研修等を年度当初に行っています。年間10回程度、学校図書館の環境整備や読書活動、授業支援等について学びます。講師には、指導主事や市立図書館司書をはじめ、その専門の外部講師などを招いています。研修の内容に応じて、研修形態を設定しています。また、司書教諭と合同で実施する研修では、自校の取組についての協議や共通理解を図る時間を設定しており、協働・連携への意識をより高めています。

【コラム デジタル社会に対応した読書環境の整備について】

本市ではデジタル社会に対応した読書環境の整備を進めるべく、様々な取組を行っています。

●図書館での電子書籍サービスの開始（令和3年3月）

市立図書館では、令和3年から電子書籍サービスを導入しています。横浜市に在住、在勤、在学の方で、横浜市立図書館の有効な図書館カードをお持ちの方は、申込み不要で電子書籍を利用することができます。

電子書籍には次のようなメリットがあります。

【Point1】いつでもどこでも、あなたのいる場所が図書館に。

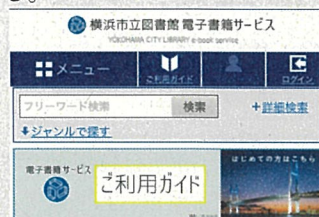
- ・24時間いつでもどこでも、好きな時に好きな場所で気軽に読書を楽しむことができ、読みたい、知りたい、調べたい、に役立てくれる。
- ・スマートフォンやパソコンがあれば利用できるのも、返却時に沢山の本を抱えて図書館に来館する必要がない。

【Point2】多様なコンテンツを提供

- ・15,000点（令和5年度末時点）を超える様々なコンテンツを取り揃えている。
- ・耳で読書を楽しむことができるオーディオブック、文字の拡大や色の反転機能、読み上げ対応ができるテキスト版サイト、多言語対応しているコンテンツもある。
- ・紙の本では市立図書館に所蔵していないコンテンツも多数取り揃えている。

【Point3】新たな読書体験

- ・紙の本とは異なったラインナップ、様々な機能、スマートフォンやタブレット端末、パソコン等で利用することにより、これまでの紙の本での読書とは異なった、新たな読書体験を得ることができる。



●学校における電子書籍サービスの利用について（1人1台端末での電子書籍の活用）

令和6年7月から、一部の学校で電子書籍サービス（Yomokka!）を試行導入しています。Yomokka!とは、株式会社ポプラ社が“いつでも、どこでも、好きなだけ！”をコンセプトに、子どもたちの読書環境を支え、新たな読書体験を提供することを目指した「読み放題型電子書籍サービス」です。

利用にあたり、次のようなメリットがあります。

【Point1】子どもが手に取れる本が増える。

- ・「いろいろな本を読みたい」という子どもたちの多様な興味に応えられる。
- ・本の配架スペースを必要としないため、物理的な制約を受けずに利用できる図書が増える。

【Point2】同じ本を何人でも同時に読める。授業等での活用の幅も広がる。

- ・1人1台端末を活用して、学校図書館以外の場所でも読書ができる。
- ・クラス全員が同じ本を読んで感想を共有したり、朝の読書タイムや調べ学習等でも活用できる。

【Point3】多様な子どもたちへの読書機会の確保。（読書バリアフリー）

- ・一部の電子書籍で文字の大きさ・色、背景の色を変えることができ、図鑑なども拡大して見ることができる。
- ・内容を音声で聴くことができる読み上げ機能が一部搭載されている。

学校図書館に限らず、1人1台端末が使える場所ならどこでも読書を

楽しむことができます。朝読書や調べ学習の他、様々な教科等の授業での活用が期待できます。デジタル社会に対応していくため、これからも様々な取組を進めていきます。

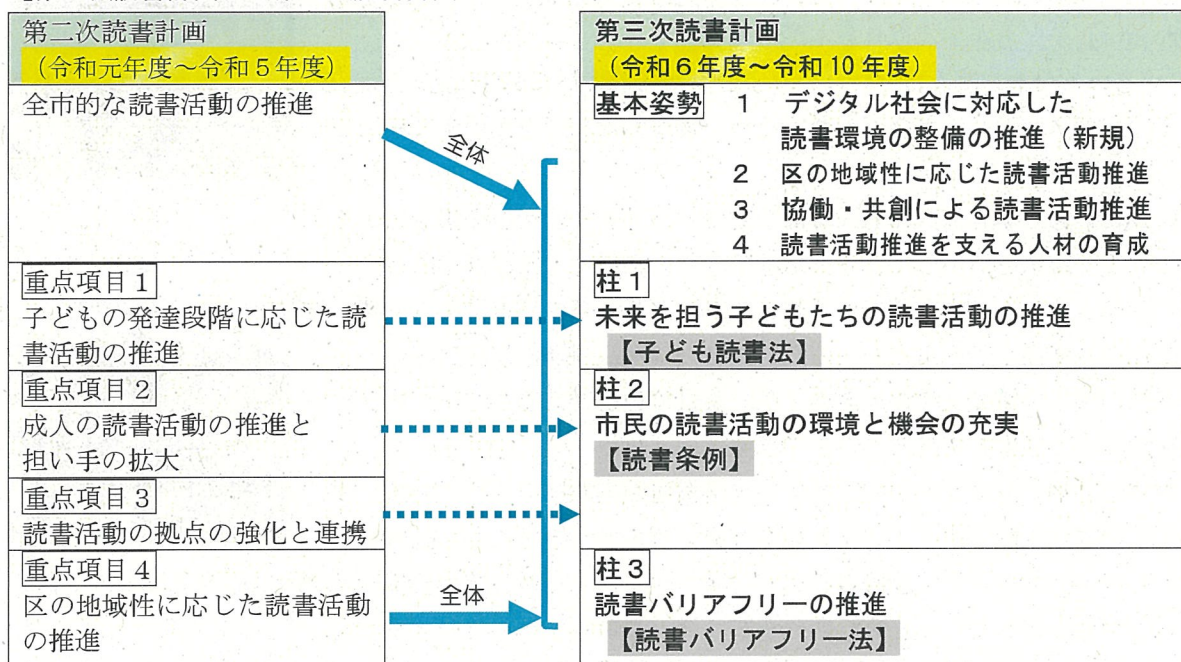


2 計画体系

第三次読書計画は「子ども読書法」・「読書条例」・「読書バリアフリー法」の3つの法律・条例を踏まえながら進めていくため、第二次読書計画から3つの根拠法令に合わせる形に再編し、3つの柱と5つの施策で構成します。

柱	施策
柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進 【子ども読書法】	1 学校における子どもの読書活動の推進 2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実 【読書条例】	3 利用しやすい図書館サービスの充実 4 読書に親しみ楽しむ機会の充実
柱3 読書バリアフリーの推進 【読書バリアフリー法】	5 読書バリアフリーの推進

【第二次読書計画から第三次読書計画への再編イメージ】



●指標一覧

客観的な根拠に基づく読書活動を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を測る一つの基準として、次のとおり数値を設定します。

柱	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
柱1	未来を担う子どもたちの読書活動の推進		
	① 小中学校等の学校図書館の利活用の促進	a	a
	a 学校図書館の平均来館者数	11,358 人	11,500 人
	b 学校図書館の平均貸出冊数	b	b
	b 学校図書館の平均貸出冊数	7,098 冊	7,500 冊
柱2	②一日のうち読書を「している」と回答した小中学生の割合 ※横浜市学力・学習状況調査（生活・学習意識調査）より	68.0%	70.0%
	市民の読書活動の環境と機会の充実		
	①図書館における貸出冊数※ ※図書館での貸出（電子書籍の貸出を含む）及び広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出を含む	11,847,034 冊	12,600,000 冊
	②図書館におけるボランティア活動者延べ人数	3,326 人	4,200 人
	③多様な主体との協働・共創数	441 団体	500 団体
柱3	読書バリアフリーの推進		
	図書館における活字資料での読書が困難な方へのサービス登録者数	446 人	500 人

柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進

施策 1

学校における子どもの読書活動の推進

◆ 施策の目標・方向性

学校の教育課程の展開に寄与する学校図書館の機能を果たし、子どもの実態に応じて、授業での学校図書館の利活用を推進します。

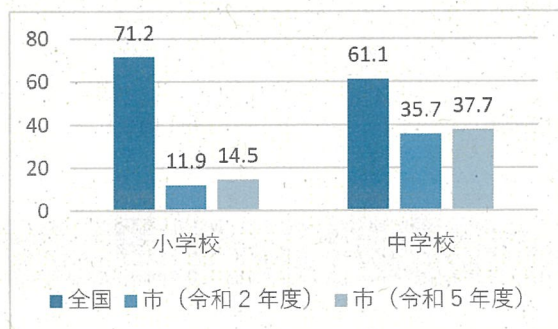
様々な他者と協働しながら子どもの読書機会を創出するとともに、子どもとともに創り上げる読書活動の取組を推進します。

外国籍、外国につながる児童生徒や、個別支援を必要とする児童生徒数の増加により、読書のカタチはより多様になることが想定されることから、子どもの読書環境の充実をより一層推進します。

◆ 現状と課題

- 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果では、学校図書館図書標準の達成率の全国平均が小学校 71.2%、中学校 61.1%であるのに対し、横浜市は、小学校 11.9%、中学校 35.7%と大幅に下回っている状況が見られます。ただし、図書標準に至らずとも、図書標準達成を目前としている学校は多くあります。令和5年度の蔵書状況をみると、図書標準を100と考えたとき、80を超える蔵書数をもつ学校が、小学校では約6割、中学校では約8割となっています。図書標準達成に向け、適切な蔵書の更新を進めつつ、各校において継続して取り組んでいるところです。

令和2年度学校図書館の現状に関する調査公表結果図書標準達成率



《出典》

令和2年度「学校図書館の現状に関する調査結果」及び横浜市教育委員会調べ

- 各校の教育課程の展開に寄与する学校図書館の機能を果たすため、多様な子どもの実態に応じた様々な図書を整備し、決して子どもの読書機会が奪われることのないよう、学校図書館の図書の充実が求められています。学校における書架や図書は限られていることから、図書館からの教職員向け貸出や近隣校との図書の貸借についても、利用の方法を周知し、図書の活用が図られるように継続した支援が必要です。

外国につながる児童生徒数は、(令和5年5月1日現在)1万人を超えており、令和2年度以降増加傾向が続いています。さらに、個別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和2年度の8,286名と比較して、令和5年度には11,457名に増加しています。読むことに困難さを抱える児童生徒や外国語を母語とする児童生徒が手に取れる図書を配架するなど、多様な子どもたちの読書機会の確保につながるよう、読書環境のより一層の充実が求められます。

- 令和5年度横浜市学力・学習状況調査における生活意識調査では、「一日のうち読書を「している」と回答した市内小中学生」の割合は、第二次計画における当初値(平成30年度)との比較では、学校司書の配置による効果から小学校74.7%、中学校56.9%と増加しました。一方、令和4年度と令和5年度を比較すると、小学校においては横ばい、中学校においては減少傾向が見られます。国語における読書単元での本の紹介やポップ作りなど、学習を通して得た力は、委員会活動や他教科等とも関連させながら発揮できるようにすることが大切であり、各教科等においても、様々な本や資料、新聞などから得た情報を活用する授業実践、学校の教育活動と図書とをつなぐ取組や読書機会の創出の好事例は積極的に共有を図り、各校において参考・還元されることが望まれます。
- より多くの子どもたちが読書に親しむことができるよう、司書教諭・学校司書・ボランティアが連携して行う読書活動や、学校内の読書環境整備、学校図書館の利活用の促進を引き続き進めていくことに加えて、子どもたちの実現したい学校図書館像や読書活動について、子どもの声も積極的に活用する取組を実施し、子どもとともに読書活動を推進していくことも必要です。
- 学校司書が全校に配置された平成28年度から、「学校図書館の平均貸出冊数」は令和元年度を除き、常に7,000冊を超えています。また、「学校図書館が好き」と答えた市内小中学生の割合」は、70.6%(平成30年度)から78.8%(令和5年度)に大幅に増加しており、学校司書は子どもの読書活動を支える大切な役割を担っているといえます。一方、社会の状況の変化が激しい時代において、様々な図書による読書への案内、情報活用能力の育成支援等、各学校において必要となる力は多岐にわたり、学校における教職員や子どもからのニーズも多様化しています。配置から12年を迎え、多様な子どもたちのニーズに応えるためにも、学校司書は経験年数に応じて、より一層のスキルアップを図る必要があります。

◆ 主な取組

1 読書環境の充実

学校の教育課程の展開に寄与する学校図書館の蔵書構築を進め、適切にその更新や廃棄を行いながら、子どもの実態に応じた様々な図書の整備に努めます。

また、図書館は学校図書館支援など学校との連携事業に取り組みます。

取組項目

- 一人一台端末を活用した電子書籍の導入
- 学校図書館の資料の充実
- 近隣校で学校図書館の相互利用の検討
- 図書館による学校図書館の図書選定支援、学校向け図書の貸出
- 学校や関係機関と連携し、児童生徒のニーズに合わせた支援事業を実施

2 読書への関心を高めるきっかけづくり

各校の実態に即して展開する各教科等における、様々な本や資料などから得た情報を活用する授業実践や国語の読書単元での学習活動、学校の教育活動と図書とをつなぐ取組や読書機会の創出の好事例等を、市内においてデータベース化し、各校が参考とすることで読書活動推進の機運をさらに高めます。

取組項目

- 学校図書館を活用した授業づくり
- 本の紹介を行う取組など本に親しむきっかけとなる取組
- 児童生徒同士が本を紹介し合う取組
- 「はまっ子読書の日」等による読書活動の推進

3 多様な子どもたちへの読書機会の確保

学校図書館は、読むことに困難さを抱える児童生徒や外国語を母語とする児童生徒が手に取れる図書や、必要に応じてアクセシブルな図書を整備するなど、多様な子どもたちへの読書機会を確保する工夫に努めます。(例 LLブック・点字・手話・多様性の本・マルチメディアデージー用タブレット端末等)

また、日本語支援拠点施設「ひまわり」や国際教室、中学校夜間学級など、日本語の指導が必要な児童生徒が読書に親しめるよう、学習に利用できる図書や、母語で読むことのできる図書の整備に努めます。

図書館は、外国につながる児童生徒の読書活動を支援します。

取組項目

- 障害特性や発達段階に応じた読書環境の整備
- 図書館による学校への「母語セット」の貸出

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

学校の児童会・生徒会活動等においても、子どもの目指す学校図書館像や取り組みたい読書活動の実現に向けた、多様な他者との協働、自主的・実践的な取組、校種を超えた学校間での交流等、子どもからの声を積極的に活用する取組を実施します。

取組項目

- 子どもの意見聴取の機会の確保
- 図書委員が参画した読書活動推進の取組

5 子どもの読書活動を支える人材の育成

多様な子どもたちへの読書機会確保のために、研修実施や事例発信により、司書教諭や学校司書のスキルアップを図ります。校内における連携・協働を基盤として、多様な他者との連携・協働および情報共有を図り、学校図書館の利活用推進と読書活動推進に生かすための研修を実施します。

取組項目

- 学校図書館を活用した授業づくりや本に親しむきっかけとなる取組の先進事例の情報提供・情報共有
- 図書館と連携した読み聞かせや本の修理等の学校ボランティア向け講座の開催
- 図書館と連携した、司書教諭・学校司書に対する研修の充実

◆ 施策の目標・方向性

区役所、図書館、学校が連携して、子ども達のニーズを共有し、子どもたちが求めている企画を実施し、子どもが読書を身近に感じることができる機会を創出します。

また、家庭における読書活動が促進される取組を進めるとともに、図書館をはじめとする身近な施設や地域において、子どもが読書に親しみ楽しむことができる機会を創出します。

◆ 現状と課題

- 子どもの頃（就学前から中学時代）に読書活動が多かった人は、大人になっても1か月に読む本の冊数が多い傾向があるとともに、子どもに読み聞かせをするなど、読書活動を通じた子どもとの関わりが多いことが分かっています。（国立青少年教育機構「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」報告書（平成25年））

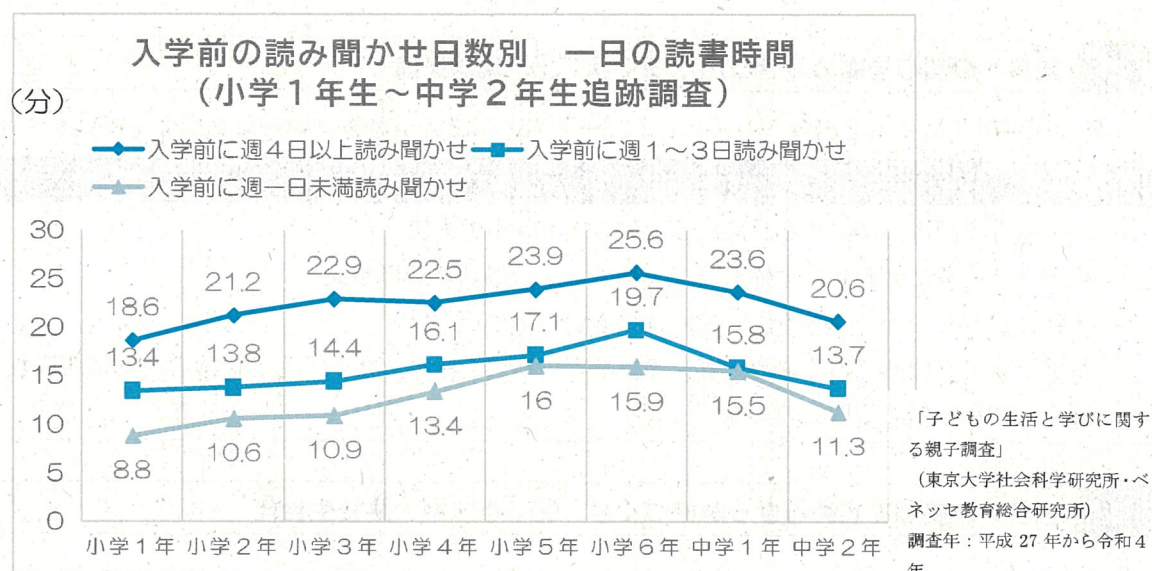
令和6年度に行った市民アンケートでは、今の読書習慣の開始時期が早い回答者ほど、「週に数冊程度」の本を読む比率が高い傾向にありました。また、今の読書習慣の開始時期が早い回答者ほど、「週に3〜4回程度」以上子どもと読書する比率が高い傾向にありました。

子どもの頃に読書習慣を身につけることが、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成する上で重要と言えます。子どもが読書習慣を身につけられるよう、家庭での読書活動が促進される取組を行うとともに、図書館をはじめとする子どもにとって身近な場所（地域）において読書活動を推進する取組を行う必要があります。

- 乳幼児期から学齢期の子どもにとっては、身近な存在である保護者や、保育者等とともに読書に親しむことが有効です。図書館では、乳幼児期の親子で参加するおはなし会の開催や乳幼児健診等を活用した0〜3歳児向けのわらべうたや絵本を紹介したブックリストの配布など、読み聞かせの大切さを伝える取組などを行ってきました。また、地域子育て支援拠点など地域の様々な施設においても、ボランティア等との連携による読み聞かせ・おはなし会が行われており、今後も身近な地域での取組が充実するよう、支援を行っていく必要があります。
- 学齢期の子ども向けに、図書館では、小学校（低・中・高学年）、中学生等、それぞれの年齢・年代向けにおすすめの本のブックリストを毎年度作成・配布しました。また、ホームページでの毎月のおすすめの本の紹介や令和5年度からはティーンズ向けにInstagramでの情報発信を開始しました。今後は、デジタル媒体を活用した情報提供の充実が必要です。
- 図書館が実施した子育て世代向けアンケート（令和5年1月）では、子育ての中で、子どもの本選びに悩む声、おすすめの本を手軽に借りたいという声が多く寄せられました。これを受けて実施した絵本の福袋などの企画は好評で、気軽に楽しく本が借りられる取組や、ホームページやSNS等を通じた本の紹介などの情報提供を充実していく必要があります。

- 読書の楽しみを発信するとともに、多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、子どもたちの「知りたい」「創りたい」を引き出すような取組が、子どもの読書意欲の向上につながります。本と体験を通じて楽しく学べる機会を充実するためにも、子どもたちの発想や意見を生かし、子どもが参画した取組を進めていく必要があります。
- 国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「多様な子どもの読書活動を推進するためには、多様な機関や人々の連携・協力が不可欠」とされており、保育所、幼稚園、市民利用施設、ボランティア団体、大学、民間事業者など様々な主体との連携が求められています。

参考：乳幼児期の読み聞かせが、その後の読書活動に影響を与えるデータ



◆ 主な取組

1	読書環境の充実
図書館は、乳幼児期から小・中・高校生世代まで、子どもたちの年齢ごとの興味関心に応じた子どもの本を充実します。また、子育て世代が図書館を利用しやすいサービスを検討します。	
取組項目	
➤ 図書館の子ども本の充実 ➤ 子どもと保護者が利用しやすいサービスや居心地のよい空間の提供 ➤ 子育て世代に適した情報発信 ➤ デジタル技術等を活用した、読書に興味を持ってもらうための仕組みづくり ➤ 企業等と連携した子ども向けの本の検索サービスの検討	
2	読書への関心を高めるきっかけづくり ① 乳幼児期
乳幼児がはじめて本と出会う場所として、子どもと保護者が読書に親しめる機会を提供します。	
取組項目	
➤ 子どもと保護者が楽しめるおはなし会等のイベントの充実 ➤ 子どもの成長に合わせた年齢別のブックリストの提供と活用事業 ➤ 手軽に借りることのできる乳幼児向け絵本セットの提供 ➤ 地域子育て支援拠点との連携や育児教室などの機会を活用した子どもと保護者で本に親しむことの大切さを伝える取組の実施	
3	読書への関心を高めるきっかけづくり ② 小・中・高校生世代
読書を通じて知識と体験をつなぎ、子どもたちの「知りたい」「創りたい」気持ちを引き出し、子どもたちの読書と学びを支えます	
取組項目	
➤ 学齢期に合わせたブックリストの作成（または提供）と活用事業 ➤ SNS等を活用した情報発信 ➤ 読書の楽しさに関連した「知りたい」「創りたい」気持ちを引き出す体験型イベントの開催 ➤ 学校と図書館が連携した、図書館の登録・利用促進キャンペーンの検討・実施 ➤ 小・中・高校生世代が参画する企画事業等の実施	
4	多様な子どもたちへの読書機会の確保
読む・知る・体験することへのバリアを取り除き、多文化共生の視点も含めて多様な子どもたちのニーズに応じた読書機会を提供します。	
取組項目	
➤ やさしい言葉で分かりやすく書かれた本やさわる本などを集めた「りんごの棚」の図書館全館での設置 ➤ 多様な子どもたちを対象とした読書活動の推進 ➤ 多言語の児童書やバリアフリー絵本などの充実	

5 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもの視点に立った読書活動の推進の取組を行います。また、子どもが参画した読書活動事業を進めます。

取組項目

- 子どものアイデアを取り入れた企画事業等の実施
- 小・中・高校生世代が参画する企画事業等の実施

6 身近な地域における子どもの読書活動の促進

身近な市民利用施設や子育て関連施設等での読書活動を促進するため、子どもの本の選書支援やグループ貸出、協働・共創による子ども向け読書イベントの実施などに取り組みます。

取組項目

- 図書館の団体貸出、グループ貸出を活用した市民利用施設や子育て関連施設等への支援
- 市民利用施設や子育て関連施設等との連携による子ども向けの読書イベントの開催

7 子どもの読書活動を支えるボランティアの育成

図書館や市民利用施設等での読み聞かせなど、身近な地域における読書活動を進めるため、活動を支えるボランティアの育成・支援を行います。また、読み聞かせ、朗読等ボランティアに対して、活動を行う場所や機会に関する情報提供などを行います。

取組項目

- 読み聞かせ、朗読等ボランティア向けサポートツールの作成・提供
- 生涯学習・市民活動支援センターと連携した、ボランティアへの活動場所の紹介

【コラム のげやま子ども図書館について】

令和6年1月に、野毛山地区の新たな魅力創出に向け、「誰もが学び、楽しみ、交流し、理解しあえるインクルーシブなまちづくりの展開」をエリアコンセプトとした「のげやまインクルーシブ構想」が発表されました。このコンセプトに基づき、中央図書館の1階を、親子連れや子どもたちが楽しく学べる、居心地の良い「のげやま子ども図書館」としてリニューアルします。

乳幼児とその保護者が安心して遊び、絵本を読んで過ごすことができる「おやこフロア」を、1階レストランフロアに先行整備し、その後、1階図書館フロアを親子連れや子どもたちが楽しく学べる「子どもフロア」として整備します。



のげやま子ども図書館（おやこフロア）

イメージパース

※ イメージ図であり、今後一部変更する場合があります。

柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実

施策3

利用しやすい図書館サービスの充実

◆ 施策の目標・方向性

市民一人一人が読書に親しみ、必要な情報を得ることができる「知の拠点」として、図書館の蔵書、提供する情報を充実するとともに、居心地よく過ごすことができる場を提供していきます。また、デジタル技術を積極的に導入し、図書館を利用したことのない方々にも興味・関心を持ってもらうきっかけとします。

加えて、身近で便利な場所での図書館サービスの提供を進めます。

◆ 現状と課題

- 図書館は、すべての人が知識や情報を得ることができる権利を保障する、大切な役割を担っており、楽しみのための読書を始め、市民の調査研究や課題解決に役立つよう、すべての分野にわたって本や情報を収集・蓄積しています。図書館の蔵書は約 410 万冊ありますが、今後も、各図書館が地域の特性を踏まえた特色あるコレクション（図書館が提供する蔵書や情報）を持ち、図書館全体として、幅広くバランスの良い蔵書の構築と、活字だけでなく多様な情報の収集が必要です。
- 電子書籍は、令和 5 年度末時点でコンテンツ数約 1 万 5 千点を提供し、令和 5 年度の年間利用件数は約 16 万件ありました。また、開港期に発行された浮世絵や絵葉書などを画像データ化し、デジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」としてインターネットで公開しています。今後も電子書籍やデジタルアーカイブなど、24 時間自宅などから利用できるサービスのニーズに応えるためにもコンテンツを充実していく必要があります。
- 本や情報の充実とともに、司書によるレファレンス、おすすめの本や課題解決に役立つ情報の提供など、本と人をつなぐための情報提供も重要です。今後も、便利に情報が得られるようにホームページや SNS を活用した情報提供を一層進める必要があります。
- 令和 6 年 1 月に新しい図書館情報システムが稼働し、オンラインでのデジタル図書館カードの発行や AI による蔵書探索など新機能を備えました。デジタルを活用した情報サービスの充実にあわせて、市民の情報リテラシーの支援が重要になってきます。
- 図書館サービスへのアクセスを向上させるためには、図書館以外の場所で図書館の本を借りることができる図書取次所の拡充や移動図書館の巡回場所の最適化などを進めていく必要があります。

◆ 主な取組

1 市民の読書と課題解決に役立つ蔵書と情報の充実

中央図書館・地域図書館それぞれが、地域の特性を踏まえ、市民の読書や課題の解決に応える本やデジタル情報を収集し、図書館全体として、幅広くバランスの良い蔵書を構築します。さらに、本や様々な情報を市民の皆様につなぎ、図書館との接点を増やすために、ホームページやSNS等の多様な情報ツールを活用するとともに、関係区局や外部機関等との連携・協働により、課題解決に向けた情報発信や関連事業等を行います。

取組項目

- 地域の特性を踏まえた特色ある蔵書の充実
- 読書や調べものに役立つブックリスト・調べ案内などの情報提供の充実
- SNS等を活用した本や図書館の企画事業等の情報発信の充実
- レファレンス事例集の充実
- オンラインデータベースの充実
- 関係区局や外部機関等との連携・協働した地域の課題解決に向けた講演会・展示会等の実施

2 デジタルを活用したサービスの充実

デジタル技術を活用し、いつでもどこでも利用できる図書館サービスや読書活動につながる新たな仕組みを提供します。デジタルコンテンツの充実を進めるとともに、デジタルコンテンツを利用するための情報リテラシー支援に取り組みます。

取組項目

- 電子書籍の充実
- デジタルアーカイブの充実
- 手続きやレファレンスのオンライン活用の推進
- 蔵書検索や電子書籍の使い方案内及び情報リテラシー向上のための講座等の実施
- 動画等を活用したサービス案内の実施
- 読書活動につながるデジタルサービスの提供

3 身近で便利な図書館サービスの拡充

図書館以外の場所でも、図書館の本を借りることができるよう、サービスを拡充します。また、地域に出向いて図書館サービスを提供する移動図書館を活用した図書館サービスを提供します。

取組項目

- 図書取次所の拡充
- 移動図書館の定期巡回と地域のイベント等への特別運行の実施

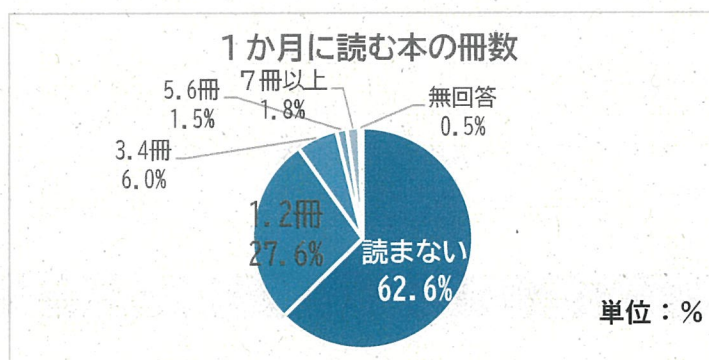
◆ 施策の目標・方向性

図書館でのイベントの開催等のほか、市民利用施設、書店など地域の様々な主体と連携し、読書に親しみ楽しむ機会となる取組を充実していきます。

また、本には、人と人がつながり、新たな活動が行われる可能性があることから、本を介した交流や学びあいを促進する機会をつくります。

◆ 現状と課題

- 国が全国の16歳以上の男女を対象に実施した調査では、1か月に1冊も本を読まないと回答した割合が62.6%と、半数以上の人が1か月に1冊も本を読んでいない状況です。普段読書をしない方に、読書への関心を高めていただける機会をつくることが求められています。



「国語に関する世論調査」(文化庁)

調査年：令和5年

対象：全国16歳以上の男女

- 第31期横浜市社会教育委員会からは、「本を読み、その体験を語り合う場はいわゆる「地域の居場所」「人と人との交流の場」として大きな可能性があり、このような場をさらに充実させていくことが地域のコミュニティづくりに寄与する」との提言がなされ、本や読書を介して人と人がつながるような取組が求められています。
- 「横浜市図書館ビジョン」では基本方針3まちとコミュニティのための図書館として、「市民、団体、企業等が持つ情報・知識を集め、協働・共創により地域の魅力を引き出し、人々の暮らしの豊かさと地域の課題解決を支援する、まちづくりのプラットフォームになる」ことを目指しています。図書館は本と出会う場であるだけでなく、交流や学びあいの場としての役割も担っていくために、協働・共創を進め、地域の情報の発信と交流を生み出す取組を進める必要があります。
- 地域特性に応じたニーズを捉え、効果的な読書活動推進の取組を進めるために、区は、第二次読書計画に引き続き市民利用施設や読書活動推進団体等との効果的な連携を行う必要があります。「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動人数(図書館と連携した事業)」は、平成24年度以降、増加傾向にありましたが、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しています。読み聞かせ等のスキルアップのための講座の開催や、ボランティア活動を行う場所や機会に関する情報提供などの支援の重要性が高まっています。

◆ 主な取組

1 本と出会う機会の創出

全市的な取組として、民間企業・書店など地域の様々な主体と連携し、読書に繋がる多様なきっかけを提供します。

区では、イベントの開催のほか、区内の本を利用できる場所等を紹介する取組を行います。

取組項目

- 読書イベントの開催
- 読書の日（毎月23日）、読書活動推進月間（11月）に合わせたイベント等の開催
- 読書活動推進月間の広報・啓発活動の拡充
- 区の読書マップなど本にふれる機会となる場所等の紹介
- 「二十歳の市民を祝うつどい実行委員会」と連携した本と出会う機会の創出

2 本を介した交流や学びあい

本には、人と人とがつながり、新たな活動が行われる可能性があることから、本を介した交流や学びあいを促進する機会をつくります。

取組項目

- 本を介した交流を生み出すイベントの開催等機会の創出
- 市民、団体、企業等と連携・協働したまちの魅力発見イベントの開催
- オンラインサービスの充実による新たな本の出会いや交流機会の創出
- シニアに役立つ情報の収集や学びの機会の提供

3 身近な地域における読書活動の促進

地域全体で効果的な読書活動推進を図るため、市民利用施設や読書活動団体等との情報交換の場や機会を設け、地域における連携を進めます。また、市民、団体、企業等との協働・共創による地域の読書活動推進の取組を進めます。

取組項目

- 市民利用施設や読書活動団体との連携のための情報交換の場や機会づくり
- 市民利用施設等における読書活動への支援（グループ貸出、選書情報の提供など）
- 市民利用施設等との連携による読書イベントの開催
- ボランティア団体、大学、企業など多様な主体と連携した読書活動の推進
- 国際交流ラウンジ等と連携し、多文化共生を進める読書活動の推進

身近な地域における読書活動を推進するため、図書館、市民利用施設等で活動する、読み聞かせ、朗読等ボランティアの育成・支援を行います。

取組項目

- 読み聞かせ等ボランティアの育成・支援
- 生涯学習・市民活動支援センターと連携したボランティアへの活動場所の紹介
- 読書活動推進団体、ボランティア交流会等の実施

【コラム 読書の多様な楽しみ方について】

読書には多様な楽しみ方が存在します。

市民アンケートで読書の多様な楽しみ方についての経験の有無を聞いたところ、「知人や家族と読んだ本について話す」の比率が最も高く（76.7%）、「おはなし会や朗読会に参加する」（27.4%）、「読書ノートや読書管理アプリに記録する」（17.7%）との回答が続きました。

市民ワークショップでは、「誰かと一緒に読む」という行為は、普段馴染みのない分野や難易度の高い本を読むきっかけにもなるとの意見がありました。

また、読書ノートについて、ノートの活用、スマホのメモ機能の活用、PCでの記録など様々なやり方で読書ノートをつけている声が挙げられ、SNS（X）に読書記録を投稿し、色んな方と交流するという楽しみ方を実践している方もいました。

「他の人との交流は、個々の読書生活を見直したり、広げたり、深めたりするために必要不可欠な過程（※）」とも言われています。本市では、複数の区が読書ノートを作成しており、ホームページからダウンロードすることもできます。多くの市民の皆様は、読書を様々な形で楽しんでいただけるよう、取組を進めてまいります。

※参考文献 杉本直美. 読書生活をひらく「読書ノート」. 全国学校図書館協議会, 2013, 53p

柱3 読書バリアフリーの推進

施策5

読書バリアフリーの推進

◆ 施策の目標・方向性

視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備に取り組みます。

◆ 現状と課題

- バリアフリー図書の製作は、主に図書館等が養成した図書館協力者やボランティアが担っていますが、担い手の高齢化などの課題があり、製作人材の確保が必要です。製作人材の確保にあたっては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策の検討が求められています。
- 一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、障害特性と障害者サービスの内容を理解し支援方法を習得することが重要です。また、人材育成の対象は、図書館司書、司書教諭、学校司書に加えて、視覚障害者等と接する図書館や学校に関わる人たちにも広げる必要があります。
- 視覚障害等により読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけも求められています。
- 読書バリアフリーに関連する制度やサービスなどの各種支援情報は点在しているため、視覚障害者等が必要な情報にたどり着くまでに相当な時間を要し、十分に情報が行き渡っていない状況にありました。そこで、令和5年度に、読書バリアフリーの情報を一元化したサイトを開設し、周知を行いました。引き続き、必要とする人に的確に届くための効果的な広報・啓発が必要です。また、図書館における活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象に新たに加わった、発達障害、肢体不自由の障害者等に情報が行き渡るよう配慮が必要です。
- 本市では、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の購入や製作に引き続き取り組みます。
- 視力低下や認知症等により読書に困難のある方への配慮も必要です。

◆ 主な取組

1 読書バリアフリーの基盤づくり

図書館、学校図書館でのバリアフリー図書、読書支援機器の拡充や、円滑な図書館利用のための合理的配慮を行います。

取組項目

- 図書館、学校図書館における録音図書等や読書支援機器の購入
- 図書館によるバリアフリー図書の学校図書館への貸出
- 点訳・音訳奉仕員の育成
- 視覚障害者等の読書環境整備に必要な用具の給付
- 学校図書館における、児童生徒、教職員のニーズ等に応じた円滑な図書館利用のための支援

2 バリアフリー図書の製作

バリアフリー図書の製作にあたっては、図書館協力者やボランティアに加えて、民間事業者等との連携・協働等による製作に取り組みます。

取組項目

- バリアフリー図書の製作に向けた出版社や大学等への働きかけ
- 障害者就労施設等と連携した図書館におけるバリアフリー図書の製作
- バリアフリー図書（デージー図書）製作人材の育成

3 視覚障害者等向けインターネットサービスの利用促進

全国の点字図書館、公共図書館で製作された視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が集約された「サピエ図書館」や「国立国会図書館」のインターネットサービスの利用支援に取り組みます。

取組項目

- インターネットサービスの操作方法、検索方法などに関する相談対応、講習などの支援
- 学校における、司書教諭、学校司書などへの研修等を通じた、児童生徒のインターネットサービス利用支援

4 図書館司書、司書教諭、学校司書等の人材の育成

読書に困難のある方の一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことができる図書館司書、司書教諭、学校司書等を育成します。

取組項目

- 図書館における司書をはじめとした職員の人材育成のため、視覚障害者等との交流や読書支援機器の操作体験など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組
- 学校における、司書教諭や学校司書をはじめとした教職員に対する研修や先進事例の共有、視覚障害者等との交流など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組

5 効果的な広報・啓発戦略

読書バリアフリーに関する情報にアクセスしやすくするために、必要な人に情報が行き渡るように的確な広報を行います。また、障害の有無に関わらず市民が読書バリアフリーの理解を深め、助け合い・支え合いの機運を醸成するために各種啓発活動を実施します。

取組項目

- 支援情報を集約したホームページを活用した横断的な庁内支援体制の整備
- 視覚障害者等が日頃よく利用する施設や機関などでの幅広い広報、視覚障害者等への情報提供に関する支援者への働きかけ
- 図書館、学校での知識や情報を得る機会の充実
- 身近な施設や地域イベント等での、バリアフリー図書を体験する機会の提供や読書バリアフリーへの市民理解の促進
- 児童生徒同士の支え合いに関する理解の促進

資料編

1 関連法令（子ども読書法、読書条例、読書バリアフリー法）

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

—以下、一部抜粋—

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

○横浜市民の読書活動の推進に関する条例（平成 25 年 6 月 5 日条例第 31 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、市民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）の責務並びに家庭、学校（市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）及び地域における取組等を定めることにより、市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 市は、読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、又は豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものであることに鑑み、乳幼児期から高齢期まで、市民一人一人が、豊かな文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備するよう、全力を挙げて市民の読書活動を推進しなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、区の地域性に応じて、読書活動の推進を図るための目標を定めるものとする。

（家庭における取組）

第 4 条 家庭における読書活動は、本の感想を話し合うなど、読書の楽しさを共有することにより、読書活動がより身近に感じられるよう努めるものとする。

（学校における取組）

第 5 条 学校は、それぞれの学校の特性並びに児童及び生徒の発達段階に応じ、読書活動の推進に関する計画を策定し、当該計画に基づき、学校図書館を中核として児童及び生徒の読書活動の推進に努めなければならない。

（地域における取組等）

第 6 条 地域における読書活動は、学校、市立図書館、地区センター、コミュニティハウスその他の読書活動に関係する施設又はボランティア活動を行う団体と連携し、日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

2 市は、市立図書館がその使命を全うするため、蔵書の充実その他運営の改善及び向上等に寄与する

措置を講ずるものとする。

- 3 市は、民間団体及び事業者に対し、市が実施する市民の読書活動の推進に関する施策又は家庭、学校若しくは地域における読書活動に関する取組に協力するよう要請するものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

- 第7条 市が実施する市民の読書活動の推進に関する施策及び目標並びに家庭、学校及び地域における読書活動に関する取組等については、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(市民の読書の日等)

- 第8条 読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎月23日を市民の読書の日とし、毎年11月を市民の読書活動推進月間とする。

(財政上の措置等)

- 第9条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年6月28日法律第49号)

—以下、一部抜粋—

第一章 総則

(目的)

- 第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。
- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

- 第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。
- 1 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 2 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 3 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(地方公共団体の責務)

- 第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本計画等

(地方公共団体の計画)

- 第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

- 第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

- 第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
 - 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

- 第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

- 第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

- 第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

- 第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 第 33 期社会教育委員会議提言

—以下、一部抜粋—（提言の全文は本市のホームページをご覧ください。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/hokokusho/shakaikyoiku/shakaikyoiku.html>



提言

横浜市における視覚障害者等の読書環境の整備状況や読書バリアフリー法の基本理念に関連する取組の実施状況を踏まえ、従来からの取組を今後も継続的に実施するものなどを「基本的な取組」とします。この「基本的な取組」を基盤とした上で、特に重点的に推進していくものを「重点取組」として位置付けます。

（１）基本的な取組

ア 視覚障害者等が利用しやすい書籍等及び読書支援機器の拡充

- ・市立図書館および学校図書館において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等や読書支援機器を拡充すること。
- ・市立図書館が所蔵する視覚障害者等が利用しやすい書籍等について、学校図書館への貸出を行うこと。
- ・市立図書館および健康福祉局において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作人材を育成すること。（音声デジターの製作等を行う図書館協力者に対するスキル向上のための研修、点訳・音訳奉仕員の養成）

イ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を誰もが利用できる環境づくり（著作権法第 37 条により製作される書籍等は、同法により利用対象が「視覚障害者等」に限定される。）

- ・市立図書館において、活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象を発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難を伴う「視覚障害者等」に拡大したことについて、周知を行うこと。
- ・一般利用が可能な視覚障害者等が利用しやすい書籍等について、障害の有無に関わらず誰もが利用できる事に関して周知を行うこと。
- ・障害福祉サービス（日常生活用具給付等事業）として、デジター再生機器など視覚障害者等の読書環境の整備に必要な用具の給付を行うこと。

ウ 円滑な図書館利用のための合理的配慮

- ・市立図書館において、レファレンスサービスで回答した資料のプレーンテキストでの提供や、蔵書検索の使い方の相談など、視覚障害者等へのサービスを充実すること。
- ・市立図書館の施設整備や改修にあたっては、来館時や施設内での移動のしやすさ、トイレなどの設備やわかりやすいサインの設置など、視覚障害者等の円滑な利用に留意すること。
- ・学校図書館において、児童生徒、教職員のニーズ等に応じた円滑な図書館利用のための支援を行うこと。

（２）重点取組について

横浜市の特徴や、インクルーシブ教育などの視点を踏まえて、多様な主体との連携・協働を推進しながら、4つの重点取組を行うものとします。

《重点取組１》連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

【背景（必要性）】

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作は、主に市立図書館等が養成した図書館協力者やボランティアが担っていますが、担い手の高齢化などの課題があり、製作人材の確保が必要です。
- ・製作人材の確保にあたっては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策の検討が求められています。

【施策】

民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作工程の分担など、出版社や大学等へ連携の働きかけを行うこと。
- ・市立図書館が実施しているテキストデジターの製作においては、障害者就労施設等と連携を進めて迅速な提供に取り組むこと。

《重点取組２》インターネットサービスの利用促進

【背景（必要性）】

- ・人口規模の大きい横浜市においては、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の購入や製作に取り組むとともに、全国の点字図書館、公共図書館で製作された視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が集約された「サピエ図書館」や「国立国会図書館」のインターネットサービスの利用を促進することが有効です。
- ・インターネットサービスの利用促進にあたっては、視覚障害者等のデジタルデバインド（情報格差）の解消が必要です。
- ・「横浜市におけるGIGAスクール構想」に基づき、市立学校において、1人1台端末が整備されており、

ICT支援員も各校へ派遣されていることから、学校におけるインターネットサービスの活用が期待されています。

【施策】

- 1 「サピエ図書館」「国立国会図書館」のインターネットサービスの利用支援の充実
市立図書館や健康福祉局等において、サピエ図書館や国立国会図書館のインターネットサービスの操作方法や検索方法に関する相談対応、講習などの支援を行うこと。
- 2 学校におけるインターネットサービス利用支援の充実
司書教諭、学校司書などへの研修等を通じて、視覚障害等のある児童生徒が、サピエ図書館や国立国会図書館のインターネットサービスを円滑に利用するための、支援を充実すること。

《重点取組3》図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成

【背景（必要性）】

- ・一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、障害特性や障害者サービスの内容を理解し支援方法を習得することが重要です。また、人材育成の対象は、図書館司書、司書教諭、学校司書に加えて、視覚障害者等と接する市立図書館や学校に関わる人たちにも広げる必要があります。

【施策】

- 1 市立図書館における職員の人材育成
市立図書館の職員に対して、視覚障害者等との交流や読書支援機器の操作体験など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組を実施すること。
- 2 学校における司書教諭、学校司書等の人材育成
司書教諭や学校司書をはじめとした教職員に対して、市立図書館等との連携による研修や先進事例の共有、視覚障害者等との交流など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組を実施すること。

《重点取組4》効果的な広報・啓発戦略

【背景（必要性）】

- ・読書バリアフリーに関連する制度やサービスなどの各種支援情報は点在しているため、視覚障害者等が重要な情報にたどり着くまでに相当な時間を要し、十分に情報が行き渡っていない状況にあります。必要とする人に的確に届くための効果的な広報・啓発が必要です。
- ・特に、市立図書館における活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象に新たに加わった、発達障害、肢体不自由の障害者等に情報が行き渡るよう配慮が必要です。
- ・発達障害など気づきにくい障害のある人は、視覚による表現の認識が困難な障害特性があることについて、本人も認識できていない場合があります。このため、障害の有無に関わらず、幅広く広報・啓発を行うことが求められます。
- ・視覚障害等により読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけも求められています。

【施策】

- 1 各種支援情報の一元化・見える化
 - ・市の読書バリアフリーに関する事業や支援の情報を一か所に集約したホームページを作成すること。
 - ・ホームページを活用した横断的な庁内支援体制を整備すること。
- 2 「誰一人取り残さない」ための情報発信
 - ・視覚障害者等が支援情報に気づく機会を拡充するため、区役所や地域療育センター、医療機関等の日頃よく利用する施設や機関などでの幅広い広報を実施すること。また、障害者団体や相談支援専門員、ヘルパー、ボランティア等の支援者などに対する各種支援情報の周知を行い、支援者を通じて視覚障害者等へ情報が提供されるよう働きかけを行うこと。
 - ・市立図書館において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等や各種支援情報を紹介するコーナーを通じた周知など、障害の有無に関わらず誰もが知識や情報を得ることのできる機会を充実すること。学校においても、障害の有無に関わらず、児童生徒が必要な情報や知識を得られるきっかけや体験する機会を充実すること。
 - ・視覚障害等により読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけとして、学校や図書館以外の身近な施設や地域イベントなどで、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を知るきっかけや体験する機会を提供すること。
- 3 地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進
 - ・市立図書館をはじめとした身近な施設等において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を知るきっかけや体験する機会、視覚障害者等との交流の場、学び合いの場をつくるなど、様々な機会を捉えた読書バリアフリーへの市民の理解を促進すること。
 - ・障害の有無に関わらず、児童生徒に対する、読めない・読みにくい状態を補う方法を周知し、児童生徒同士の支え合いに関する理解を促進すること。

3 第三次読書計画 策定経過

令和6年度	市民アンケート（2,856人） P.51に市民アンケートの実施概要を載せています。 実施結果は本市のホームページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/sanjikeikaku.html	
	市民ワークショップ（46人） P.52に市民ワークショップの概要を載せています。 実施結果は本市のホームページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/sanjikeikaku.html	
	第34期社会教育委員会会議 P.53に会議の概要を載せています。 会議の詳細は本市のホームページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/hokokusho/shakaikyoiku/shakaikyoiku.html	
	市民意見募集 P.54に市民意見募集の概要を載せています。	

4 市民アンケート 実施概要

(1) 調査目的

市民の意見を踏まえた「第三次横浜市民読書活動推進計画」(計画期間:令和6~10年度)を策定するため、市内在住・在勤・在学の方を対象としたアンケートを実施し、年間の読書量、本を読むきっかけ等の調査・分析を行いました。

(2) 調査手法

Web アンケート調査(横浜市電子申請・届出システム)

(3) 調査期間

令和6年7月1日(月)から8月3日(土)

(4) 調査対象者

【小・中・高校生向けアンケート】市内在住・在学の小学校5年生から高校生までの方

【一般市民向けアンケート】市内在住・在勤・在学の18歳以上(高校生を除く)の方

(5) 回答数

【小・中・高校生向けアンケート】437人

【一般市民向けアンケート】2,419人

(6) 実施結果

本市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/sanjikeikaku.html>



5 市民ワークショップ 実施概要

(1) 開催目的

- ・市民の皆様から、より効果的な施策につながる意見を伺うことを目的に開催しました。
- ・本ワークショップでは、対象者の読書の状況、読書環境、今後の希望を把握すると共に、「読書を広げるには？」というアイデアを直接お伺いするだけでなく、参加者自身の読書体験をふりかえり、話し合うことを通して読書のきっかけや効果などについての考えを深めた上で、読書活動を活性化するアイデアを出す話し合いを行いました。
- ・読書習慣を形成するのに大切な小中高生の意見を聞く「小学校5年生～高校生対象」と「18歳以上（高校生を除く）対象」の回を開催し、より多様な視点で活発な意見交換ができるように開催しました。
- ・ワークショップを通して、市民にとっての読書に対する考え方だけでなく、読書体験の前後の行動や心の動きへの理解を深め、より市民生活の実態に即した読書活動推進のヒントとなる意見を把握し、施策検討へ活かすことにしました。

(2) 実施日時等

実施予定日時		参加者数	実施予定会場
7月28日 (日)	【小学校5年生～高校生対象回】10:00～11:30	8名	戸塚地区センター 会議室A
	【18歳以上（高校生を除く）対象回】14:00～16:00	18名	
8月3日 (土)	【小学校5年生～高校生対象回】10:00～11:30	4名	中川西地区センター 会議室1
	【18歳以上（高校生を除く）対象回】14:00～16:00	16名	

(3) テーマ

対象者	テーマ
小学校5年生から高校生	みんなが本を読みたくするにはどんなしかけやイベントがあると、より本を楽しく読めるようになりますか？
18歳以上（高校生を除く）	①子どもたちが本を楽しく読めるようになるには？
	②本を介した交流や企画、どんなイベントがあると本を読むきっかけになりますか？

(4) プログラム

- 第1部 横浜市より、ワークショップ開催趣旨とこれまでの読書推進の取組の紹介
- 第2部 意見交換
1. 自己紹介＋心に残る本
(小中高生向け：今のお気に入りの本、大人向け：自分にとっての思い出の本)
 2. 読書の参加者自身の現状と地域の現状認識について
(読書の状況、読書の方法、読書に関わる活動への参加)
 3. 参加者にとっての大切な本に関するエピソードについて
(参加者それぞれの具体的な読書体験を共有し、それを基に「読書のきっかけ」「読書の効果」について意見交換を行った)
 4. 読書推進の市の施策のアイデア、提案の募集
(読書の現状と読書のきっかけ・効果について話し合ったことを踏まえて、今後の市の読書推進活動へのアイデア、提案を集める)

(5) 実施結果

本市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/sonota/bokku/shimindokusho/sanjikeikaku.html>



6 第34期社会教育委員会議

(1) 第34期社会教育委員名簿（任期 令和6年10月1日から令和8年9月30日まで）

五十音順・敬称略

氏名	役職名	選出区分
あらかき じろう 新垣 二郎	横浜市立大学 国際教養学部 准教授	学識経験者
いちかわ のりこ 市川 紀子	株式会社有隣堂 経営企画本部 広報・マーケティング部 チーフ	教育委員会が必要と認める者
きたはら まどか 北原 まどか	認定NPO 法人森ノオト 理事長	社会教育関係者
こばやし ゆうき 小林 祐樹	東山田中学校 校長	学校教育関係者
さいとう ゆか 齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 教授	学識経験者
すすき よういち 鈴木 陽一	柏尾小学校 校長	学校教育関係者
ななさわ じゅんこ 七澤 淳子	公益財団法人 よこはまユース 事業課長	社会教育関係者
のぐち たけのり 野口 武 悟	専修大学 文学部 教授	学識経験者
まきの あつし 牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授 中央教育審議会生涯学習分科会委員	学識経験者
よねだ さちこ 米田 佐知子	子どもの未来サポートオフィス 代表 関東学院大学経済学部 非常勤講師	家庭教育関係者

(2) 第1回会議

日時	令和6年10月30日（水）午後6時から午後8時まで
議題	第三次横浜市民読書活動推進計画等について
主な意見	・推進体制について、もう少し小さい単位の活動が位置付けられるといいのでは。 ・図書館カードを作るところに一つのハードルがあるのでは。 例えば行政と学校が連携するのであれば、入学のときに申込みできるようにするなど。 ・「情報リテラシー支援」とは、何を指すのか。 ・本を介して世代を超えて関わり合う機会が大切ではないか。 ・読書の対象と結びつけていくためには、やはり「人」が必要で、そこに学校司書がいるという意味はすごく大きい。 ・読書バリアフリー情報サイトを積極的にアピールしていくのと、サイト情報を充実したものにするとよい。 ・「りんごの棚」を各学校の学校図書館に広めていく取組やバリアフリーの存在を多くの子どもたちに知ってもらい機会が大切。 ・司書にはコミュニケーション能力がすごく大事で、持ってほしい力だと思う。

(3) 第2回会議

日時	令和7年2月19日（水）午前10時から午前11時45分まで
議題	第三次横浜市民読書活動推進計画等について
主な意見	・第二次計画から第三次計画への再編イメージ図について、実施年度を記載してほしい。 ・「本を介した交流を生み出すイベントの開催」の取組について、行政だけでやるには限界があるため、「機会の創出」を追記した方がいい。 ・認知症の方に対する視点なども取り入れてほしい。 ・P.31記載の「子どもの目指す学校図書館像や取り組みたい読書活動の実現」に対して、取組項目に「子どもの意見聴取の機会の確保」と載せていただいたのは、うれしく思う。 ・情報リテラシー講座を開催する中でのバリエーションの一つとして、生成AI使用時の著作権に対する意識づけの講座を推進していただきたい。 ・読書バリアフリーパンフレット等、有益な情報はすぐるを用いて周知できるといい。

7 市民意見募集 実施概要

(1) 実施期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）

(2) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送

(3) 素案（概要版）の配布部数

約4,500部

(4) 周知方法

(ア) 素案（概要版）の配布施設

区役所、市立図書館、市民情報センター、地区センター、コミュニティハウス
地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、市民活動・生涯学習支援センター、
社会教育コーナー

(イ) 点字版（概要版）・DAISY版の閲覧（貸出）施設

区役所、市立図書館、市民情報センター、神奈川県ライトセンター

(ウ) 広報手段

記者発表、広報よこはま（令和6年12月号）、教育委員会ホームページ
市SNS等を活用した発信、すぐる（家庭と学校の連絡システム）

(5) 実施結果

(ア) 意見提出状況

408通、686件のご意見が寄せられました。

意見の提出方法・年代の内訳

投稿手段・年代	通数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明・団体
電子申請	393通	14	22	2	64	198	68	22	3	0
メール	12通	0	0	0	0	0	0	1	3	8
FAX	2通	0	1	0	0	0	0	0	0	1
郵送	1通	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	408通	14	23	2	64	198	68	23	6	10

(イ) 項目別意見数

項目	意見数	割合
計画全体について	32件	4.7%
第1章 第三次横浜市民読書活動推進計画について	2件	0.3%
第2章 読書活動を取り巻く状況について	15件	2.2%
第3章 計画の全体について「1 基本姿勢」	17件	2.5%
第3章 計画の全体について「2 計画体系」	7件	1.0%
第3章 計画の全体について「柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進」	274件	39.9%
第3章 計画の全体について「柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実」	299件	43.5%
第3章 計画の全体について「柱3 読書バリアフリーの推進」	21件	3.1%
その他	19件	2.8%
計	686件	100%

※ご意見を提出いただいた皆様は、意見提出時に明記した項目に添って集計しています。明記されていなかったものは、事務局で振り分けました。複数の項目に関連するご意見は、内容に応じて各項目に分けています。

(ウ) 第三次読書計画への主な市民意見

内容	ご意見の例	意見数
横浜市立図書館の充実について	・図書館の増 ・図書館の蔵書の充実 ・図書取次の増 等	306 件
学校図書館の充実について	・学校司書の研修や支援の充実、待遇向上 ・学校図書の予算の拡充 ・学校図書館の蔵書の充実 等	146 件
デジタル推進(電子書籍)について	・デジタル社会への期待・賛同 ・紙の本の充実 ・一人一台端末を活用した電子書籍の全校導入 等	73 件
多様な主体との協働・共創について	・市民利用施設の蔵書の充実 ・書店との連携 等	48 件
読書バリアフリーについて	・バリアフリー図書の推進 ・バリアフリー図書の充実 等	35 件
計画全体への賛同・期待(※)	・読書活動推進への賛成 ・読書に触れる機会の増に対する期待 等	23 件

※「計画全体への賛同・期待」については、個別の施策等に関する賛同は除いています。

(ウ) ご意見の対応状況

対応状況	説明	意見数	割合
反映	ご意見の趣旨を踏まえ、原案を修正したもの	109 件	15.9%
包含・賛同	ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの	109 件	15.9%
参考	取組等の参考とさせていただくもの	447 件	65.1%
その他	本計画に関する質問、本計画に関連しない意見・要望等	21 件	3.1%
	計	686 件	100%

第三次横浜市民読書活動推進計画

事務局

横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課

TEL : 045-671-3282 FAX : 045-224-5863

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課

TEL : 045-671-3588 FAX : 045-664-5499

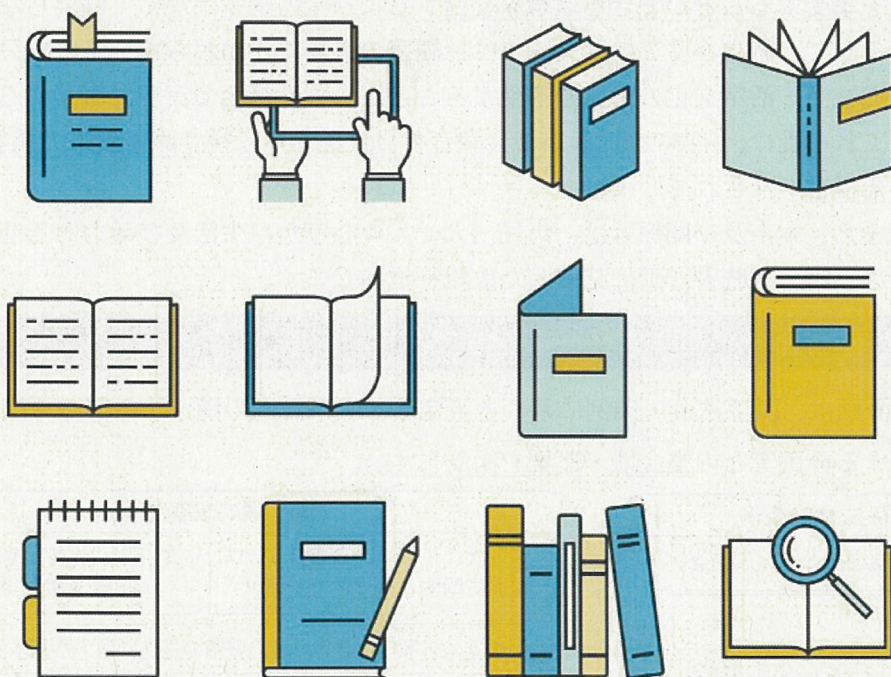
横浜市教育委員会事務局中央図書館企画運営課

TEL : 045-262-7334 FAX : 045-262-0052

概要版

第三次横浜市民 読書活動推進計画

(原案)



市民意見等を踏まえた素案からの主な修正箇所について、黄色で色付けしています。(誤謬修正は除く)

1 第三次横浜市民読書活動推進計画の趣旨

本市は、乳幼児から高齢者まですべての横浜市民の読書活動を総合的に推進するため、平成26年3月に「横浜市民読書活動推進計画」を策定し、読書活動推進の取組を進めてきました。

この度、「第二次横浜市民読書活動推進計画（以下「第二次読書計画」という。）」の計画期間（令和元年度～5年度）が終了となるため、次の3つの法律や条例に基づき、「**第三次横浜市民読書活動推進計画（以下「第三次読書計画」）**」を策定します。また、第三次読書計画は第二次読書計画の取組を継続しつつ、これまでの成果や課題等を踏まえ、社会情勢の変化に対応し、策定します。

- (1) **子どもの読書活動の推進に関する法律（以下「子ども読書法」）**
- (2) **横浜市民の読書活動の推進に関する条例（以下「読書条例」）**
- (3) **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」）**

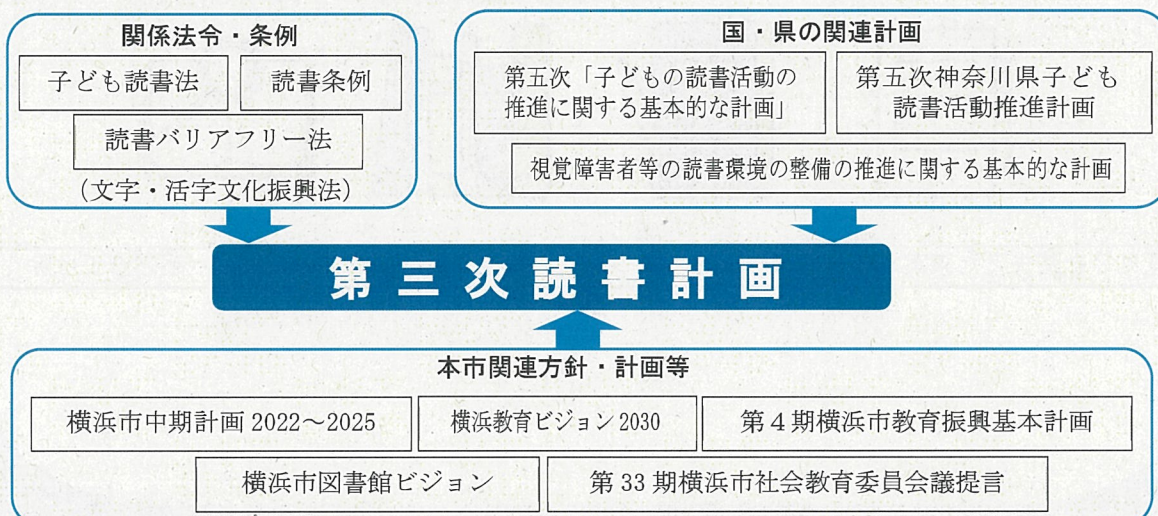
2 読書活動推進の意義

子ども読書法及び読書条例では、読書活動を「言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、又は豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で大切なもの」としています。また、読書条例では「乳幼児期から高齢期まで市民一人一人が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備するよう全力を挙げなくてはならない」としています。そして、読書バリアフリー法では「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」としており、これを受け、第33期横浜市社会教育委員会からは視覚障害者等の読書環境の整備を求める提言がなされています。

これらを踏まえ、本市及び関係者は、市民一人一人の心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資するため、第三次読書計画に記載した取組を推進します。

3 計画の位置づけ

第三次読書計画は、関係法令・条例に基づき策定し、本市計画の関連する部分や国・県等読書活動に関する計画等との整合性・連携を図ります。

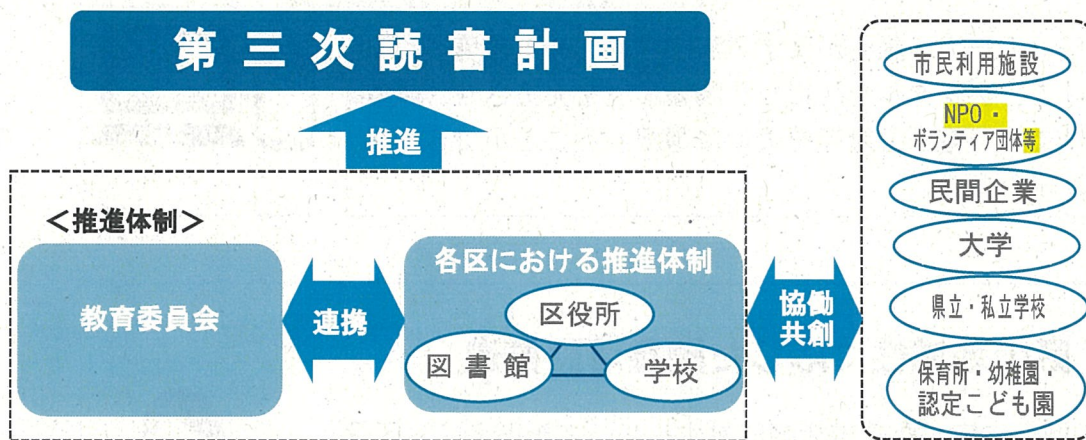


4 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間。

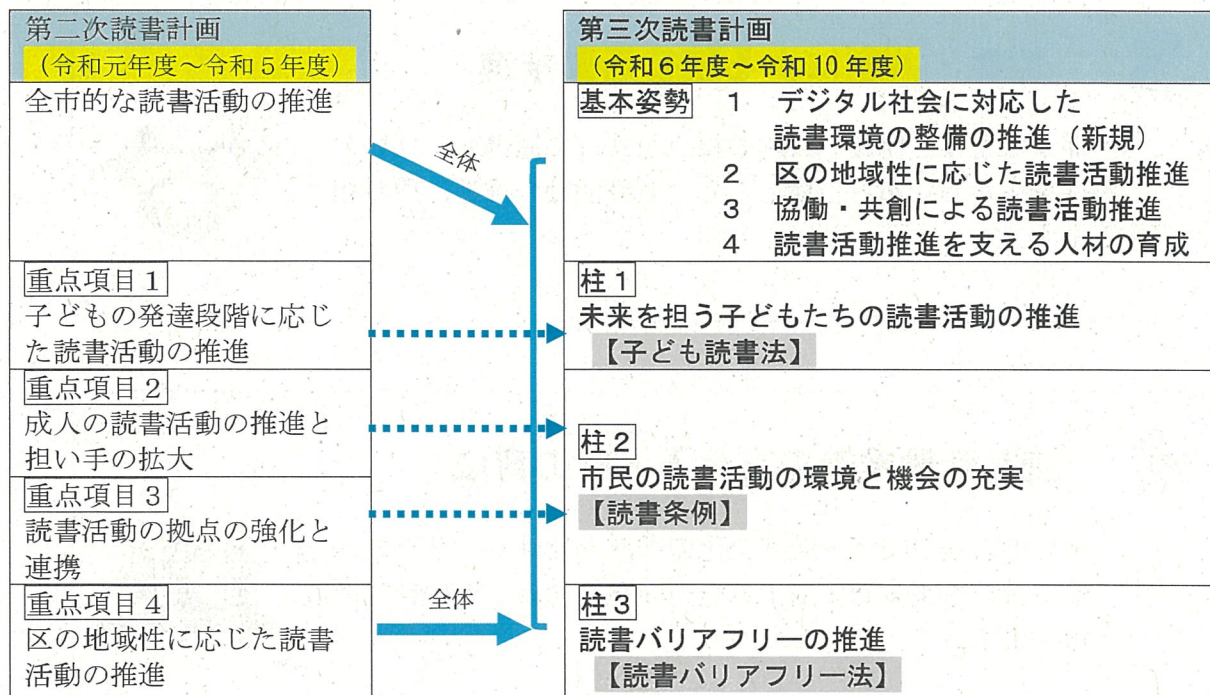
5 推進体制

区役所・図書館・学校は、第三次読書計画を踏まえ、区の地域性に応じた読書活動推進目標を定め、これまでの読書活動推進の取組の中で築かれた連携基盤を生かし、引き続き地域全体で読書活動を推進します。また、区役所・図書館・学校及び教育委員会は、読書活動推進団体等と連携・協働・共創しながら、読書活動推進の取組を拡充していきます。



6 第二次読書計画からの変更点

第三次読書計画は「子ども読書法」・「読書条例」・「読書バリアフリー法」の3つの法律・条例を踏まえながら進めていくため、第二次読書計画から3つの根拠法令に合わせる形に再編します。



7 計画の基本姿勢と施策の概要

第三次読書計画を推進するにあたっては、第二次読書計画の重点項目や取組等を継続しつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域資源やデジタル技術を活用して、アクセスしやすい環境づくりを進め、市民一人一人が文字・活字に親しめるよう、次の4つの基本姿勢を基に、読書活動を推進します。

1 デジタル社会に対応した読書環境の整備の推進

市民一人一人、誰もが文字・活字を楽しめる環境づくりに向けて、デジタルを活用した読書環境を充実させ、紙媒体だけでなく電子書籍等を柔軟に選択することができるよう取り組みます。



2 区の地域性に応じた読書活動推進

地域性に応じた読書活動に対するニーズを捉えて、区役所・図書館・学校は連携して、区の活動目標を定め、効果的な読書活動の取組を進めます。



3 協働・共創による読書活動推進

様々な主体と協働・共創の視点を持って連携し、互いの特性を生かしながら、横浜らしい読書活動の推進に取り組みます。



4 読書活動推進を支える人材の育成

全ての市民が文字・活字文化の恩恵を受けることができるよう、デジタル技術に関する能力開発も含めた人材育成に取り組みます。



柱1

未来を担う子どもたちの読書活動の推進

成果指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①小中学校等の学校図書館の利活用の促進		
a 来館者数(平均値)	11,358人	11,500人
b 貸出冊数(平均値)	7,098冊	7,500冊
②一日のうち読書を「している」と回答した小中学生の割合	68.0%	70.0%

施策1

学校における子どもの読書活動の推進

学校の教育課程の展開に寄与する学校図書館の機能を果たし、子どもの実態に応じて、授業での学校図書館の利活用を推進します。

【主な取組】

- 読書環境の充実
- 読書への関心を高めるきっかけづくり
- 多様な子どもたちへの読書機会の確保
- 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 子どもの読書活動を支える人材の育成



一人一台端末で電子書籍を読んでいる様子

施策2

家庭・地域における子どもの読書活動の推進

区役所、図書館、学校が連携して、家庭における読書活動が促進される取組を進めるとともに、図書館をはじめとする身近な施設や地域において、子どもが読書に親しみ楽しむことができる機会を創出します。

【主な取組】

- 読書環境の充実
- 読書への関心を高めるきっかけづくり
- 多様な子どもたちへの読書機会の確保
- 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 身近な地域における子どもの読書活動の促進
- 子どもの読書活動を支えるボランティアの育成

柱2

市民の読書活動の環境と機会の充実

成果指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①図書館における貸出冊数	11,847,034 冊	12,600,000 冊
②図書館におけるボランティア活動者延べ人数	3,326 人	4,200 人
③多様な主体との協働・共創数	441 団体	500 団体

施策3

利用しやすい図書館サービスの充実

市民一人一人が読書に親しみ、必要な情報を得ることができる「知の拠点」として、図書館の蔵書、提供する情報を充実するとともに、居心地よく過ごすことができる場を提供していきます。また、デジタル技術を積極的に導入し、図書館を利用したことのない方々にも興味・関心を持ってもらうきっかけとします。

加えて、身近で便利な場所での図書館サービスの提供を進めます。

【主な取組】

- 市民の読書と課題解決に役立つ蔵書と情報の充実
- デジタルを活用したサービスの充実
- 身近で便利な図書館サービスの拡充



横浜市立図書館電子書籍サービス

施策4

読書に親しみ楽しむ機会の充実

図書館でのイベントの開催等のほか、市民利用施設、書店など地域の様々な主体と連携し、読書に親しみ楽しむ機会となる取組を充実していきます。また、本には、人と人がつながり、新たな活動が行われる可能性があることから、本を介した交流や学びあいを促進する機会をつくります。

【主な取組】

- 本と出会う機会の創出
- 本を介した交流や学びあい
- 身近な地域における読書活動の促進
- 読書活動推進を支えるボランティアの育成

柱3 読書バリアフリーの推進

成果指標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
図書館における活字資料での読書が困難な方へのサービス登録者数	446人	500人

施策5

読書バリアフリーの推進

視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な方）の読書環境の整備に取り組みます。

【主な取組】

- 読書バリアフリーの基盤づくり
- バリアフリー図書の製作
- 視覚障害者等向けインターネットサービスの利用促進
- 図書館司書、司書教諭、学校司書等の人材の育成
- 効果的な広報・啓発戦略

【コラム バリアフリー図書について】

バリアフリー図書とは、障害の有無に関わらず、誰もが読書を楽しめるように作られた書籍のことです。バリアフリー図書には、触って読むものや耳で読むものがあります。ここでは、バリアフリー図書の一部を紹介します。

●布の絵本・さわる絵本

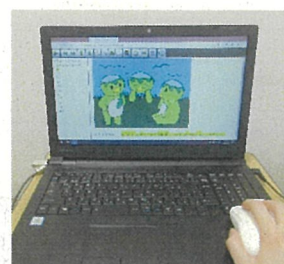
布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通すなどの仕掛けがあるものもあり、楽しみながら読むことができます。



布の絵本
『たのしいどうぶつえん』
製作：よこはま布えほんぐるーぷ

●マルチメディアデイジー

本の内容を録音した音声を、その部分の文字や画像をハイライトしながら一緒に読むことができます。パソコンやタブレット、スマートフォンなどを使って読むことができます。



マルチメディアデイジーを
再生している様子
わいわい文庫 2022
Ver. BLUE『三郎丸の大きくすとカップ』
協力：福岡女子短期大学
製作：伊藤忠記念財団



第三次横浜市民読書活動推進計画

事務局

横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課

TEL : 045-671-3282 FAX : 045-224-5863

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課

TEL : 045-671-3588 FAX : 045-664-5499

横浜市教育委員会事務局中央図書館企画運営課

TEL : 045-262-7334 FAX : 045-262-0052

全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

1 令和7年度の中学校給食の取組

(1) 中学校給食推進校の全校実施

8年度からの全員給食を全校で円滑にスタートできるよう、中学校給食推進校では、効率的な配膳方法や食缶による汁物提供など、より良い給食に向けた取組のモデル実施を通じて様々な効果検証を行ってきました。(5年度:18校、6年度:34校)

7年度は対象校を全校(144校)に拡大し、新一年生に対して積極的な給食の利用を呼びかけ、全員給食を見据えた学校の体制づくりを進めます。

【参考】中学校給食推進校の喫食率(7年2月末時点):74.9% ※対象学年のみ

《中学校給食推進校の具体的な取組》

○新入生への中学校給食の利用促進

全員給食開始の前年度に当たる7年度には、新一年生に対して、保護者説明会等を通じて、積極的な給食の利用を全校で呼びかけていきます。喫食率の高い状態で、8年度を見据えた配膳方法及び配膳時の体制づくりなど、学校での具体的な準備に取り組みます。

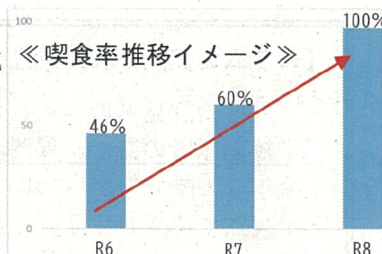
○食缶による汁物の提供に備えた配膳の準備

8年度から始まる、より温かく美味しい食缶による汁物の提供について、中学校給食推進校で試行を実施しています。7年度は全校に試行を呼びかけ、各校における効率的な配膳方法や給食時間の検討を進めます。また、給食の調理製造事業者の製造体制が整い次第、一部の区では、段階的に7年度から先行して、日々の給食の汁物を食缶での提供に切り替えていきます。

(2) 新たな給食工場の稼働による供給体制の強化

7年度中に稼働を始める新工場を活用するなど、更なる供給体制の強化を図ります。

現在の最大供給量40,000食から、10,000食程度を増産することで、中学校給食推進校の全校展開によって大幅に増加する喫食率(年間平均60%)に対応します。



(3) 全員給食に備えた中学校の体制整備

ア 配膳環境の整備

8年度からの全員給食に向けて、円滑な配膳を行うための配膳室の整備を全校で進めています。7年度は設計13校、工事49校を見込んでおり、これによりすべての中学校で配膳室の整備が完了します。

イ 学校教職員向けの研修の実施等

教職員も含めたプロジェクトで議論し作成した運用マニュアルを活用し、教職員向けの研修を実施するなど、学校の円滑な給食運営をサポートします。

また、教職員の負担増に配慮しながら新たな取組を円滑に実施するため、8年1月以降、職員室業務アシスタントをすべての中学校に臨時的に1名追加で配置します。

(4) 衛生管理の強化

ア 8年度からの全員給食に向けた体制構築に向けて、品質マネジメントシステムの様々な事例を研究した上で、給食事業における重層的な衛生管理体制を整えます。

具体的には、

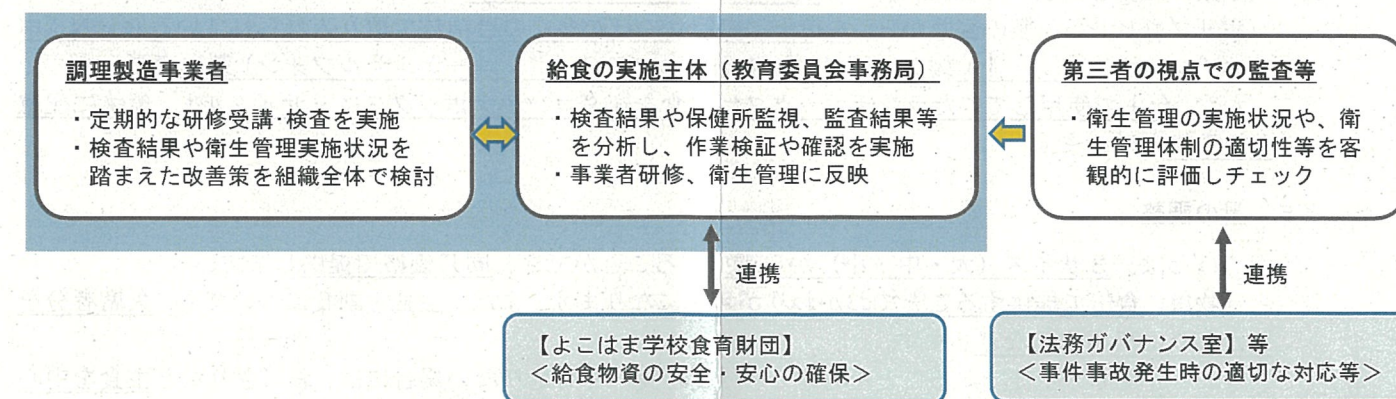
○まず、第一線を担う、調理製造事業者については、調理を担う現場の工場だけでなく、事業者の管理部門及び監査部門を加え、第三者の視点も取り入れた複数のチェック体制による衛生管理体制を構築できるよう指導を徹底していきます。さらに、委託者と受託者が常に情報を共有しやすい関係を構築します。

○次に、給食の実施主体である、教育委員会事務局については、専門的な知識を有する民間企業と連携し、事例収集や専門的な助言を得ながら、検証や確認を行います。また、6年度に引き続き、検品の徹底を図るため、教育委員会事務局が調理製造事業者への定期的な研修や作業工程を確認する検査を行うとともに、調理製造事業者の自主検査や保健所による衛生監視の結果も迅速に把握し、事前に対策を講じることで、“健康被害ゼロ”に取り組めます。

○さらに、第三者の視点で監査等を行う総務・監査担当を、日々の衛生管理・献立作成を行うチームとは別に創設し、チェック体制の強化を図ります。加えて、給食の質の担保のために8年度から導入するモニタリング制度を構築します。

イ 食材の品質管理については、中学校給食も、小学校給食同様に、8年度以降を見据え、よこはま学校食育財団と連携します。財団では、小学校給食の知識・経験を生かし、給食物資の安全・安心の確保に向けて、事業者登録や物資検査などの準備を進めます。

【衛生管理の強化に向けた重層的な取組体制イメージ】



2 令和8年度からの中学校給食

(1) 利用方法

8年度からは、食物アレルギー等がある生徒・教職員以外は、原則として全員が給食を喫食します。

8年度からの全員給食の姿や給食の利用方法、給食費の徴収方法などの詳細は、7年6月及び8年1月頃に「すぐる」を活用して、保護者の皆様へお知らせする予定です。

(2) 献立数

安定的に日々の食材を調達するため、市内を3ブロック(アレルギー代替食を加えると5ブロック)に分けて献立を作成します。ブロックごとにその日に食べる給食は異なりますが、1か月間を通して、どの中学校でも同じ献立となるよう提供します。

(3) 献立内容

8年度からは汁物を食缶方式へと変更します。その上で、汁物の具材を充実させることにより、改善要望の多い副菜の品数を3品から2品に変更し、生徒がより一層食べやすい献立づくりを目指します。カレーやシチューなど、これまで温かく提供することが難しかった献立も食缶で温かく提供できるようになり、今まで以上にバラエティに富んだ献立づくりを進めます。

また、食物アレルギーのある生徒に対して、国の省令で定められている重篤度、症例数の多い特定原材料8品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ）に対応した代替食の提供を開始します。

※通常食についても、かに、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ、アーモンド、カシューナッツ、マカダミアナッツ、キウイフルーツは使用しません。これらが原因食物の場合でコンタミネーション対応が不要な場合には、通常食を選択することができます。

【通常食イメージ】



- ・ごはん
- ・白身魚フライ～ブロッコリー添え～
- ・ペンネミートソース
- ・わかめとキャベツのサラダ
- ・コーンクリームスープ

【代替食イメージ】

※容器はいずれもサンプルです。



- ・ごはん
- ・白身魚の米粉フリット～ブロッコリーおかわり添え～
- ・ポテトミートソース
- ・わかめとキャベツのサラダ
- ・コーン豆乳スープ

(4) ランチボックス

副菜の品数を変更することに伴い、新たなランチボックスを作成します。この機会を捉え、現在のPP（ポリプロピレン）製の容器から、本市小学校給食のほかに多くの自治体で取り入れられているPEN（ポリエチレンナフタレート）製又は同等の性能をもつPES（ポリエーテルサルフォン）製に変更します。

なお、今まで使用していたランチボックスは給食を運ぶコンテナボックスにリサイクルし、環境に配慮した取組を進めます。

(5) 量の調整

ごはんは、3サイズ（大・中・小）から選択することができ、同じ価格で提供します。

汁物は、食缶で提供することでおかわりが可能になります。また、主食と副食についても、欠席者分をおかわりに活用するなどします。

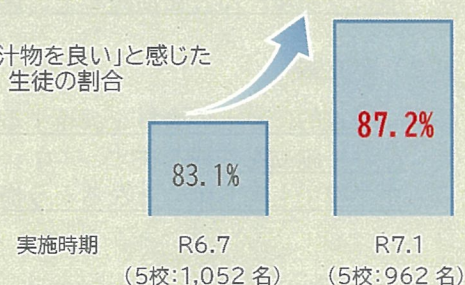
なお、成長期の生徒であることを考慮し、給食を食べても足りない場合には、おにぎりなど主食を中心とした補食を持参することも可能とします。

【コラム1】汁物食缶の試行実施 生徒アンケートの結果

- ・現行の汁物と比較して新しい汁物をポジティブに捉えている生徒の割合は増加しており、直近1月では約87%の生徒から「おいしかった」「どちらかといえばおいしかった」という声を頂いています。
- ・新しい汁物を良いと感じた理由は「温かい」「おいしい」「量の調整ができる」が多い結果となりました。



「新しい汁物を良い」と感じた生徒の割合



3 生徒と共に作る献立

(1) 生徒が献立を決める「給食選挙」の実施

生徒が食に関する知識も増やしながら、生徒自身の投票によって献立を決める取組を6年度から新たに始めました。6年7月に中学校給食推進校34校において試験的に行ったのち、12月には全校に拡大して実施した結果、生徒の皆さんから「横浜Study Navi」を通じて約2万件の投票がありました。投票で選ばれた献立は、次年度（7年5月・6月）に実際に提供する予定です。

本取組は、7年度以降も、生徒と共に献立を作る取組のひとつとして継続していきます。



《実施概要》

- 対象献立：テーマ「給食で世界旅行 東南アジア料理」
 - ・ガパオライス（タイ）
 - ・シンガポールチキンライス
- 投票期間：令和6年12月9日（月）から12月20日（金）まで
- 投票数：19,671件

(2) 民間企業・団体の知見を生かした生徒の記憶に残る横浜らしい献立開発

共創フロントを通じて民間企業・団体と連携し、大人になった子どもたちが学校生活を振り返ったときに、本市の中学校給食を思い出すような、生徒の記憶に残る新たな横浜らしい献立の開発に取り組んでいます。献立の決定に当たっては、生徒に試行提供してアンケートを取ったり、開発したシェフが学校を訪ねて生徒と直接対話してブラッシュアップを行ったりするなど、生徒と共に献立開発を行っています。



NPO法人横浜ガストロノミ協議会が考案した「横浜開港菜のクラムチャウダー」をシェフと共に試食する取組では、生徒から様々な意見や提案が聞かれました。生徒からの「もっと緑の食材が入っていたらうれしいな」の声に、シェフからは「ブロッコリーを入れてみようか」といった意見交換の場面もありました。

【コラム2】開かれた献立づくりに向けた献立作成委員会の設置

外部の意見も取り入れた開かれた献立づくりを進めるために、8年度以降の献立決定に当たっては、学校関係者のほか、保護者代表や外部有識者で構成される中学校給食献立作成委員会を新たに設置し、次年度の献立原案について「生徒にとって満足度の高い献立か」「食について学びのある献立か」といった視点で協議します。

【参考】今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 令和7年6月～ | 教職員への研修実施（随時実施） |
| 令和7年7月 | 民間事業者による給食工場（B区分）の竣工 |
| 令和7年12月 | 市有地を活用した給食工場（A区分）の竣工 |
| 令和8年1月 | 職員室業務アシスタントの配置 |
| 令和8年4月 | 全員給食の開始 |
| | ※この他、進捗状況等については、適宜、市会へ報告予定です。 |

教委第57号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月19日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

令和7年度における組織再編等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

部又は事務所	課又は室	係
	法務ガバナンス室	
教育政策統括部	総務課	庶務係 経理係
	教育政策推進課	
	職員課	職員係
	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係
教育DX推進部	教育DX推進課	
教職員企画部	教職員人事課	人事係 任用係
	教職員育成課	育成係
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係
学校教育部	学校経営支援課	学校経営支援係
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	
	人権健康教育課	
教育環境整備部	学校計画課	
	教育施設課	管理係 整備係 営繕係 校地係

不登校支援・いじめ対策部	不登校支援・いじめ対策課	
学校給食・食育推進部	学校給食・食育推進課	
東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	
西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	
南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	
北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	学校教育支援課	

第2条を次のように改める。

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

法務ガバナンス室

- (1) ガバナンス、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る指導及び助言等に関すること。
- (2) 条例、教育委員会規則及び規程等に関すること。
- (3) 不服申立て及び訴訟等の統括に関すること。

教育政策統括部

総務課

庶務係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 事務局の事務の連絡調整に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 教育資料の収集及び刊行に関すること。
- (7) 事務局の危機管理に関すること。
- (8) 他の部、事務所、課、室及び係の主管に属しないこと。

経理係

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 物品に関すること。
- (4) 教材教具の整備に関すること（各学校教育事務所教育総務課庶務係の主管に属するものを除く。次号及び第6号において同じ。）。
- (5) 学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 学校事務の審査改善に関すること。

教育政策推進課

- (1) 教育行政施策の企画及び事業の総合調整に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 教育統計に関すること。
- (4) プロモーションに関すること。

職員課

職員係

- (1) 事務局及び教育機関（横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）を除く。次号及び第3号において同じ。）の職員の人事及び給与、勤務条件その他の労務に関すること。
- (2) 事務局及び教育機関の職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 事務局及び教育機関の職員の研修に関すること。
- (4) 学校事務に係る研修に関すること。

生涯学習文化財課

生涯学習係

- (1) 生涯学習に関する調査研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 横浜市社会教育委員に関すること。
- (4) 横浜市社会教育コーナーに関すること。
- (5) 社会教育主事その他の社会教育に係る専門的職員に関すること。
- (6) 生涯学習に関する情報の収集、提供及び相談に関すること。
- (7) 生涯学習の普及及び啓発に関すること。
- (8) 区役所生涯学習関係職員の研修に関すること。
- (9) 二十歳の市民を祝うつどいの企画及び運営に関すること。
- (10) 成人教育の支援に関すること。
- (11) 社会教育関係団体に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。

(12) 他の係の主管に属しないこと。

文化財係

- (1) 文化財の調査、保存、管理その他文化財の保護等に関すること。
- (2) 文化財に関する資料の収集及び刊行に関すること。
- (3) 文化財施設に関すること。
- (4) 博物館の登録等に関すること。
- (5) 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に関すること。
- (6) 横浜市文化財保護審議会に関すること。

教育DX推進部

教育DX推進課

- (1) 教育のデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 教育のデジタル化に係る支援及び調整に関すること。
- (3) 事務局の情報セキュリティに関すること。
- (4) 教育機関のネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

教職員企画部

教職員人事課

人事係

- (1) 義務教育諸学校の学級編制に関すること。
- (2) 学校における教育職員、事務職員及び学校栄養職員（以下「教職員」という。）並びに学校用務員及び学校給食調理員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（任用係の主管に属するものを除く。次号及び第4号において同じ。）。
- (3) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員（以下「教職員等」という。）の定数及び配置に関すること。
- (4) 教職員等の人事に係る総合調整に関すること。
- (5) 学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。
- (6) 教職員等の人事制度の企画及び立案に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関すること。
- (2) 教職員の昇任候補者選考に関すること。
- (3) 教職員の免許の総合調整に関すること。
- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。

教職員育成課

育成係

- (1) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員に係る研修の企画及び実施に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の人材育成に関すること。
- (3) 横浜市教育センター（以下「教育センター」という。）に関すること（学校教育部学校経営支援課の主管に属するものを除く。）。

教職員労務課

労務係

- (1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 教職員等の旅費に関すること。
- (3) 教職員等が組織する職員団体に関すること。
- (4) 教職員等の労務に関する調査研究に関すること。
- (5) 他の係の主管に属しないこと。

給与係

- (1) 教職員等及び教職員等の会計年度任用職員の給与その他給付に関すること（他の事務所、課及び係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。
- (3) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関すること。
- (4) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び運用に関すること。
- (5) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (6) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

厚生係

- (1) 教職員等の健康に関すること。
- (2) 教職員等の福利厚生に関すること。
- (3) 教職員等の労働安全及び衛生管理に関すること。
- (4) 教職員等の公務災害に関すること。
- (5) 横浜市教職員健康審査会に関すること。
- (6) 横浜市立学校教職員互助会に関すること。

学校教育部

学校経営支援課

学校経営支援係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
 - (2) 教科等の研修に関すること。
 - (3) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。
 - (4) 国際理解教育に係る企画及び実施に関すること。
 - (5) 日本語の指導が必要な児童生徒への支援に関すること。
 - (6) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること。
 - (7) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。
 - (8) 体験学習及び自然教室に関すること。
 - (9) 横浜市少年自然の家運営管理に関すること。
 - (10) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること（学校体育に係ることに限る。）。
 - (11) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
 - (12) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。
 - (13) 教育の情報化に係る教職員の研修に関すること。
- (14) 教育課程の編成等の支援に関すること。
- (15) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (17) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。
- (18) 授業改善の支援等に関すること。
- (19) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること。
- (20) 教育センターに関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。
- (21) 部内他の課の主管に属しないこと。

学校支援・地域連携課

地域連携係

- (1) 学校と地域との連携に係る事業の総合調整に関すること。
- (2) 学校施設の開放に関すること。
- (3) コミュニティハウス（学校施設活用型）事業に関すること。
- (4) PTA に関すること。
- (5) 家庭教育の支援に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

就学係

- (1) 児童生徒の就学に関すること。
- (2) 就学奨励に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。
- (4) 私立学校等の助成に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (5) 高等学校及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）の授業料等に関すること。
- (6) 横浜市就学奨励対策審議会に関すること。

高校教育課

- (1) 高等学校及び併設型中学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること。
- (2) 高等学校及び併設型中学校の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 高等学校及び併設型中学校の学習指導に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 高等学校及び併設型中学校の学校評価に関すること。

特別支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る企画及び実施に関すること。
- (2) 特別支援学校の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

特別支援教育相談課

- (1) 横浜市特別支援教育総合センター（以下「特別支援教育総合センター」という。）の運営管理に関すること（西部学校教育事務所教育総務課庶務係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 特別な支援を必要とする児童生徒等の教育相談及び指導に関すること。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒等の専門的相談及び学校支援に関すること。
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒等の心理検査及び教育的判断並びに医学検診に関すること。
- (5) 就学指導及び就学指導委員会に関すること。
- (6) 特別支援教育に係る研修及び研究に関すること。
- (7) 特別支援教育に係る関係機関等との連絡調整に関すること（特別支援教育課の主管に属するものを除く。）。

人権健康教育課

- (1) 人権教育に関する施策の総合的な企画及び調整に関する

こと。

- (2) 人権教育に関する啓発及び研修に関すること。
- (3) 児童生徒の保健及び安全に関すること。
- (4) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (5) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (6) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (7) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (8) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (9) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること

教育環境整備部

学校計画課

- (1) 学校の設置、廃止及び統合の計画、通学区域並びに大規模な住宅計画等の指導及び調整に関すること。
- (2) 学校建物の整備に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 横浜市学校規模適正化等検討委員会に関すること。
- (4) 学校建物の整備及び営繕に関する計画推進に関すること

- (5) 学校建物等に係る調査統計に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

教育施設課

管理係

- (1) 学校建物の管理に関すること。
 - (2) 学校建物の目的外使用に関すること。
 - (3) 学校建物の整備に係る国庫補助及び起債等に関すること
- 。
- (4) 学校の施設備品の整備に関すること（整備係の主管に属するものを除く。）。
 - (5) 教育委員会が管理する建物（学校建物を除く。）、の技術的助言に関すること。
 - (6) 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- (1) 学校建物の整備に関すること。
- (2) 新設学校の施設備品の整備に関すること。

営繕係

- (1) 学校建物の営繕に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

校地係

- (1) 校地の確保及び管理に関すること。
- (2) 校地の取得及び整備に係る国庫補助及び起債に関するこ

と。

(3) 校地に係る土地収用に関する事。

(4) 校地の整備に関する事（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

不登校支援・いじめ対策部

不登校支援・いじめ対策課

(1) 不登校児童生徒の支援に関する事。

(2) いじめの防止等に関する事。

(3) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関する事。

(4) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関する事。

(5) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関する事。

(6) 横浜市いじめ問題専門委員会に関する事。

学校給食・食育推進部

学校給食・食育推進課

(1) 学校給食に関する事。

(2) 学校における食育に関する事。

(3) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関する事。

(4) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修等に関する事。

東部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

(1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。

(2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下「管轄小中学校等」という。）における学校事務の支援に関する事。

(3) 学校事務の支援に係る総合調整に関する事。

(4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。

(5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。

(6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。

(7) 学校事務の共同実施に関する事。

(8) 第1条に規定する事務所に係る事務事業の総合調整に関する事。

(9) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

(1) 管轄小中学校等の学級編制に関する事（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び

第3号において同じ。))。

(2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。

(3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。

(4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。

(5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事(教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。))。

学校教育支援課

(1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関する事(学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。))。

(2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関する事。

(3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関する事。

(4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関する事。

(5) 管轄小中学校等における人材育成に関する事(教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。))。

西部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

(1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関する事。

(2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関する事。

(3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関する事。

(4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関する事。

(5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関する事。

(6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関する事。

(7) 事務所内他の課及び係の主管に属しない事。

教職員係

(1) 管轄小中学校等の学級編制に関する事(教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。))。

(2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。

- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

南部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

北部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。

(3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。

(4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。

(5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

第3条第1項中「教育次長」の次に「及び教育行政監」を加え、同条第4項中「教育次長」の次に「、教育行政監」を加え、同条第7項中「学校教育企画部長」を「学校教育部長」に改め、同条第8項中「人権教育・児童生徒課長」を「不登校支援・いじめ対策課長」に改め、同条第9項中「及び室」を削り、同条第10項中「人権教育・児童生徒課の」を「不登校支援・いじめ対策課の」に、「人権教育・児童生徒課長」を「不登校支援・いじめ対策課長」に改め、同条第11項及び第12項中「学校教育企画部長」を「学校教育部長」に改め、同条第13項中「指導主事室」を「学校教育支援課」に改める。

第4条第1項中「事務局」の次に「及び教育機関」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育行政監は、教育長の命を受け、教育行政に係る指導及び助言等に関する事務を掌理し、教育長を補佐する。

第5条中「教育次長」の次に「、教育行政監」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる課等若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

部 等	課 等	係	部 等	課	係
総 務 部	総 務 課	庶 務 係 経 理 係	教 育 政 策 統 括 部	総 務 課	庶 務 係 経 理 係

	教育政策 推進課			教育政策 推進課	
	職員課	職員係		職員課	職員係
	生涯学習 文化財課	生涯学習 係 文化財係		生涯学習 文化財課	生涯学習 係 文化財係
教職員人 事部	教職員人 事課	人事第一 係 任用係	教職員企 画部	教職員人 事課	人事係 任用係
	教職員育 成課	育成係		教職員育 成課	育成係
	教職員労 務課	労務係 給与係 厚生係		教職員労 務課	労務係 給与係 厚生係
学校教育 企画部	小中学校 企画課	企画係	学校教育 部	学校経営 支援課	学校経営 支援係
	学校支 援・地域 連携課	地域連携 係 就学係		学校支 援・地域 連携課	地域連携 係 就学係
	高校教育 課			高校教育 課	
	特別支援 教育課			特別支援 教育課	
	特別支援 教育相談 課			特別支援 教育相談 課	
施設部	学校計画 課		教育環境 整備部	学校計画 課	

	教 育 施 設 課	管 理 係 整 備 係 営 繕 係 校 地 係		教 育 施 設 課	管 理 係 整 備 係 営 繕 係 校 地 係
東 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	東 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	
西 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	西 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	
南 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	南 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	
北 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係	北 部 学 校 教 育 事 務 所	教 育 総 務 課	庶 務 係 教 職 員 係
	指 導 主 事 室			学 校 教 育 支 援 課	

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月31日教育委員会規則第11号）新旧対照表

現 行	改正後（案）																														
○横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 平成22年 3 月31日 教委規則第11号 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則をここに公布する。 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和43年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>部又は事務所</th><th>課又は室</th><th>係</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課</td><td>庶務係 経理係</td></tr><tr><td></td><td>教育政策推進課</td><td></td></tr><tr><td></td><td>職員課</td><td>職員係</td></tr></table>	部又は事務所	課又は室	係				総務部	総務課	庶務係 経理係		教育政策推進課			職員課	職員係	○横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 平成22年 3 月31日 教委規則第11号 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則をここに公布する。 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和43年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>部又は事務所</th><th>課又は室</th><th>係</th></tr><tr><td></td><td>法務ガバナンス室</td><td></td></tr><tr><td>教育政策統括部</td><td>総務課</td><td>庶務係 経理係</td></tr><tr><td></td><td>教育政策推進課</td><td></td></tr><tr><td></td><td>職員課</td><td>職員係</td></tr></table>	部又は事務所	課又は室	係		法務ガバナンス室		教育政策統括部	総務課	庶務係 経理係		教育政策推進課			職員課	職員係
部又は事務所	課又は室	係																													
総務部	総務課	庶務係 経理係																													
	教育政策推進課																														
	職員課	職員係																													
部又は事務所	課又は室	係																													
	法務ガバナンス室																														
教育政策統括部	総務課	庶務係 経理係																													
	教育政策推進課																														
	職員課	職員係																													

	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係
<u>教職員人事部</u>	教職員人事課	<u>人事第一係</u> <u>人事第二係</u> 任用係
	教職員育成課	育成係
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係
<u>施設部</u>	<u>学校計画課</u>	
	<u>教育施設課</u>	<u>管理係</u> <u>計画推進係</u> <u>整備係</u> <u>営繕係</u> <u>校地係</u>
<u>学校教育企画部</u>	<u>小中学校企画課</u>	<u>企画係</u>
	<u>教育課程推進室</u>	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	

	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係
<u>教育DX推進部</u>	<u>教育DX推進課</u>	
<u>教職員企画部</u>	教職員人事課	<u>人事係</u> 任用係
	教職員育成課	育成係
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>学校教育部</u>	<u>学校経営支援課</u>	<u>学校経営支援係</u>
	<u>(削除)</u>	
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課	
	特別支援教育課	

	特別支援教育相談課	
<u>人権健康教育部</u>	<u>人権教育・児童生徒課</u>	
	<u>健康教育・食育課</u>	
東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	<u>指導主事室</u>	
西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	<u>指導主事室</u>	
南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係

	特別支援教育相談課	
	人権健康教育課	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	<u>(削除)</u>	
<u>教育環境整備部</u>	学校計画課	
	教育施設課	管理係 整備係 営繕係 校地係
<u>不登校支援・いじめ対策部</u>	<u>不登校支援・いじめ対策課</u>	
<u>学校給食・食育推進部</u>	<u>学校給食・食育推進課</u>	
東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	<u>学校教育支援課</u>	
西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	<u>学校教育支援課</u>	
南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係

	<u>指導主事室</u>	
北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	<u>指導主事室</u>	

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

総務部

(総務課省略)

教育政策推進課

- (1) 教育行政施策の企画及び事業の総合調整に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 教育統計に関すること。

	<u>学校教育支援課</u>	
北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	<u>学校教育支援課</u>	

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

法務ガバナンス室

- (1) ガバナンス、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る指導及び助言等に関すること。
- (2) 条例、教育委員会規則及び規程等に関すること。
- (3) 不服申立て及び訴訟等の統括に関すること。

教育政策統括部

(総務課省略)

教育政策推進課

- (1) 教育行政施策の企画及び事業の総合調整に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 教育統計に関すること。
- (4) プロモーションに関すること。

職員課

職員係

- (1) 事務局及び教育機関（横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）を除く。次号及び第3号において同じ。）の職員の人事及び給与、勤務条件その他の労務に関すること。
 - (2) 事務局及び教育機関の職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
 - (3) 事務局及び教育機関の職員の研修に関すること。
 - (4) 学校事務に係る研修に関すること。
 - (5) 条例、教育委員会規則及び規程等に関すること。
 - (6) 不服申立て、訴訟等の統括に関すること。
- （生涯学習文化財課省略）

教職員人事部

職員課

職員係

- (1) 事務局及び教育機関（横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）を除く。次号及び第3号において同じ。）の職員の人事及び給与、勤務条件その他の労務に関すること。
 - (2) 事務局及び教育機関の職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
 - (3) 事務局及び教育機関の職員の研修に関すること。
 - (4) 学校事務に係る研修に関すること。
 - (削除)
 - (削除)
- （生涯学習文化財課省略）

教育DX推進部

教育DX推進課

- (1) 教育のデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 教育のデジタル化に係る支援及び調整に関すること。
- (3) 事務局の情報セキュリティに関すること。
- (4) 教育機関のネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

教職員企画部

人事第一係

- (5) 教職員____人事制度の企画及び立案に関すること（他の係の
主管に属するものを除く。）。
- (6) 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

人事第二係

- (1) 学校における学校用務員及び学校給食調理員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (2) 学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。
- (3) 学校用務員及び学校給食調理員の定数及び配置に関すること。

人事係

- (1) 義務教育諸学校の学級編制に関すること。
- (2) 学校における教育職員、事務職員及び学校栄養職員（以下「教職員」という。）並びに学校用務員及び学校給食調理員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（任用係の主管に属するものを除く。次号及び第4号において同じ。）。
- (3) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員（以下「教職員等」という。）の定数及び配置に関すること。
- (4) 教職員等の人事に係る総合調整に関すること。
- (5) 学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。
- (6) 教職員等の人事制度の企画及び立案に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(4) 学校用務員及び学校給食調理員の人事に係る総合調整に関すること。

(5) 学校用務員及び学校給食調理員の人事制度に関すること。

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関すること。
- (2) 教職員の昇任候補者選考に関すること。
- (3) 教職員の免許の総合調整に関すること。
- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。

教職員育成課

育成係

- (1) 教職員、学校用務員及び学校給食調理員（以下「教職員等」という。）並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員に係る研修の企画及び実施に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の人材育成に関すること。
- (3) 横浜市教育センター（以下「教育センター」という。）に関すること（学校教育企画部の主管に属するものを除く。）。

教職員労務課

労務係

(削除)

(削除)

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関すること。
- (2) 教職員の昇任候補者選考に関すること。
- (3) 教職員の免許の総合調整に関すること。
- (4) 教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。

教職員育成課

育成係

- (1) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員に係る研修の企画及び実施に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員等並びに学校用務員及び学校給食調理員の会計年度任用職員の人材育成に関すること。
- (3) 横浜市教育センター（以下「教育センター」という。）に関すること（学校教育部学校経営支援課の主管に属するものを除く。）。

教職員労務課

労務係

(1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
こと。

(2) 教職員等の旅費に関すること。

(3) 教職員等が組織する職員団体にに関すること。

(4) 教職員等の労務に関する調査研究に関すること。

(5) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関するこ
と。

(6) 他の係の主管に属しないこと。

給与係

(1) 教職員等及び学校用務員、学校給食調理員、学校管理員等の
会計年度任用職員の給与その他給付に関すること（他の事務所、
課及び係の主管に属するものを除く。）。)

(2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。

(3) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び
運用に関すること。

(4) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関する
こと。

(5) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

(厚生係省略)

施設部

学校計画課

(1) 教職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関するこ
と。

(2) 教職員等の旅費に関すること。

(3) 教職員等が組織する職員団体にに関すること。

(4) 教職員等の労務に関する調査研究に関すること。

(削除)

(5) 他の係の主管に属しないこと。

給与係

(1) 教職員等及び教職員等の会計年度任用職員
の給与その他給付に関すること（他の事務所、
課及び係の主管に属するものを除く。）。)

(2) 教職員等の人件費に係る予算及び決算に関すること。

(3) 教職員の給与費等に係る国庫負担金等の事務に関すること。

(4) 教職員等の人事、給与等の業務のシステムの開発、管理及び
運用に関すること。

(5) 教職員等の庶務事務システムの開発、管理及び運用に関する
こと。

(6) 教職員庶務事務センターの管理及び運営に関すること。

(厚生係省略)

(削除)

(削除)

(1) 学校の設置、廃止及び統合の計画、通学区域並びに大規模な住宅計画等の指導及び調整に関すること。

(削除)

(2) 学校建物の整備に係る企画及び調整に関すること。

(削除)

(3) 横浜市学校規模適正化等検討委員会に関すること。

(削除)

(4) 部内他の課の主管に属しないこと。

(削除)

教育施設課

(削除)

管理係

(削除)

(1) 学校建物の管理に関すること。

(削除)

(2) 学校建物の目的外使用に関すること。

(削除)

(3) 学校建物の整備に係る国庫補助及び起債等に関すること。

(削除)

(4) 学校の施設備品の整備に関すること（整備係の主管に属するものを除く。）。

(削除)

(5) 教育委員会が管理する建物（学校建物を除く。）の技術的助言に関すること。

(削除)

(6) 他の係の主管に属しないこと。

(削除)

計画推進係

(削除)

(1) 学校建物の整備及び営繕に関する計画推進に関すること。

(削除)

(2) 学校建物等に係る調査統計に関すること。

(削除)

整備係

(削除)

(1) 学校建物の整備に関すること。

(削除)

(2) 新設学校の施設備品の整備に関すること。

(削除)

営繕係

- (1) 学校建物の営繕に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

校地係

- (1) 校地の確保及び管理に関すること。
- (2) 校地の取得及び整備に係る国庫補助及び起債に関すること。
- (3) 校地に係る土地収用に関すること。
- (4) 校地の整備に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

学校教育企画部

小中学校企画課

企画係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（教育課程推進室及び高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教科等の研修に関すること（教育課程推進室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。
- (4) 小学校、中学校及び義務教育学校の国際理解教育に係る企画及び実施に関すること（他の部、課及び室の主管に属するものを除く。）。
- (5) 小学校、中学校及び義務教育学校における日本語の指導が必

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

学校教育部

学校経営支援課

学校経営支援係

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育活動に係る企画及び実施に関すること（(削除) 高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 教科等の研修に関すること（(削除) _____。
- (3) 学校体育に関する事業の計画及びその実施に関すること。
- (4) (削除) _____ 国際理解教育に係る企画及び実施に関すること（(削除) _____。
- (5) 削除 _____ 日本語の指導が必

要な児童生徒への支援に関すること (他の部、課及び室の主管に属するものを除く。)。

(6) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること (高校教育課の主管に属するものを除く。)。

(7) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。

(8) 教育センターに関すること (他の部及び室の主管に属するものを除く。)。

(9) 体験学習及び自然教室に関すること。

(10) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。

(11) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること (学校体育に係ることに限る。)。

(12) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。

(13) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。

(14) 教育の情報化に係る企画及び教職員の研修に関すること。

(15) 事務局及び教育機関におけるネットワーク環境整備及び関連機器の整備等に関すること。

(16) 部内他の課及び室の主管に属しないこと。

要な児童生徒への支援に関すること (削除)。

(6) 姉妹都市等との教育交流事業に関すること (削除)。

(7) 横浜市国際学生会館の運営管理に関すること。

(削除)

(8) 体験学習及び自然教室に関すること。

(9) 横浜市少年自然の家の運営管理に関すること。

(10) 横浜市スポーツ推進審議会に関すること (学校体育に係ることに限る。)。

(11) 教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。

(12) 横浜市教科書取扱審議会に関すること。

(13) 教育の情報化に係る(削除) 教職員の研修に関すること。

(削除)

(14) 教育課程の編成等の支援に関すること。

(15) 学校評価に関すること (高校教育課の主管に属するものを除く。)。

(16) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。

(17) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。

教育課程推進室

- (1) 教育課程の編成等の支援に関すること。
- (2) 学校評価に関すること（高校教育課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 学校教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (4) 教育研究活動に係る指導及び助言に関すること。
- (5) 授業改善の支援等に関すること。
- (6) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 教育センターに関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。

（学校支援・地域連携課から特別支援教育相談課まで省略）

(18) 授業改善の支援等に関すること。

(19) 外国語教育に係る企画、実施及び教育職員の研修に関すること。

(20) 教育センターに関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

(21) 部内他の課の主管に属しないこと。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

（学校支援・地域連携課から特別支援教育相談課まで省略）

人権健康教育課

- (1) 人権教育に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

- (2) 人権教育に関する啓発及び研修に関すること。
- (3) 児童生徒の保健及び安全に関すること。
- (4) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (5) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (6) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (7) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (8) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (9) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。

教育環境整備部

学校計画課

- (1) 学校の設置、廃止及び統合の計画、通学区域並びに大規模な住宅計画等の指導及び調整に関すること。
- (2) 学校建物の整備に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 横浜市学校規模適正化等検討委員会に関すること。
- (4) 学校建物の整備及び営繕に関する計画推進に関すること。
- (5) 学校建物等に係る調査統計に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

教育施設課

管理係

- (1) 学校建物の管理に関すること。
- (2) 学校建物の目的外使用に関すること。

- (3) 学校建物の整備に係る国庫補助及び起債等に関すること。
- (4) 学校の施設備品の整備に関すること（整備係の主管に属するものを除く。）。
- (5) 教育委員会が管理する建物（学校建物を除く。）の技術的助言に関すること。
- (6) 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- (1) 学校建物の整備に関すること。
- (2) 新設学校の施設備品の整備に関すること。

営繕係

- (1) 学校建物の営繕に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

校地係

- (1) 校地の確保及び管理に関すること。
- (2) 校地の取得及び整備に係る国庫補助及び起債に関すること。
- (3) 校地に係る土地収用に関すること。
- (4) 校地の整備に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）。

不登校支援・いじめ対策部

不登校支援・いじめ対策課

- (1) 不登校児童生徒の支援に関すること。
- (2) いじめの防止等に関すること。

人権健康教育部

人権教育・児童生徒課

- (1) 人権教育に関すること。
- (2) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関すること。
- (4) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (5) 横浜市いじめ問題専門委員会に関すること。
- (6) 部内他の課の主管に属しないこと。

健康教育・食育課

- (3) 児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）に関すること。
- (5) 横浜市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (6) 横浜市いじめ問題専門委員会に関すること。

学校給食・食育推進部

学校給食・食育推進課

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 学校における食育に関すること。
- (3) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (4) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修等に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

保健係

- (1) 児童生徒の保健及び安全に関すること。
- (2) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (3) 学校の環境衛生及び公害に関すること。
- (4) 学校の衛生器材の整備に関すること。
- (5) 学校保健及び安全関係機関との連絡に関すること。
- (6) 横浜市学校保健審議会に関すること。
- (7) 養護教諭及び学校保健担当教諭の専門研修に関すること。
- (8) 他の係の主管に属しないこと。

給食係

- (1) 学校給食の指導及び給食物資の管理に関すること。
- (2) 学校給食調理業務に関すること。
- (3) 給食室の衛生管理に関すること。
- (4) 給食備品の整備に関すること。
- (5) 学校における食育に関すること。
- (6) 公益財団法人よこはま学校食育財団に関すること。
- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の専門研修に関すること。

東部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

東部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 東部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。

- (2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下「管轄小中学校等」という。）における学校事務の支援に関すること。
- (3) 学校事務の支援に係る総合調整に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (7) 学校事務の共同実施に関すること。
- (8) 第1条に規定する事務所に係る事務事業の総合調整に関すること。
- (9) 事務所内他の室及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

- (2) 別表に定める小学校、中学校及び義務教育学校（以下「管轄小中学校等」という。）における学校事務の支援に関すること。
- (3) 学校事務の支援に係る総合調整に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (7) 学校事務の共同実施に関すること。
- (8) 第1条に規定する事務所に係る事務事業の総合調整に関すること。
- (9) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育企画部 高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員人事部 教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

西部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部 高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部 教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

西部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 特別支援教育総合センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 西部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (6) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関するこ

- (7) 事務所内他の室及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員人事部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

と。

- (7) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

南部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の室及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員人事部教職員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

南部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 南部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部教職員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関すること。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関すること（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育企画部 高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員人事部 教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

北部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の室及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員人事部 教職

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関すること（学校教育部 高校教育課の主管に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関すること（教職員企画部 教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

北部学校教育事務所

教育総務課

庶務係

- (1) 北部学校教育事務所の文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 管轄小中学校等における学校事務の支援に関すること。
- (3) 管轄小中学校等における教材教具の整備に関すること。
- (4) 管轄小中学校等における学校関係需用費予算の管理及び執行に関すること。
- (5) 管轄小中学校等における学校事務の審査改善に関すること。
- (6) 事務所内他の課及び係の主管に属しないこと。

教職員係

- (1) 管轄小中学校等の学級編制に関すること（教職員企画部 教職

員人事課人事第一係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。)

- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事（教職員人事部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

指導主事室

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関する事。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関する事（教職員人事部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

(職)

第3条 事務局に教育次長_____、部に部長、事務所に所長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

(第2項から第3項まで省略)

員人事課人事係の主管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。)

- (2) 管轄小中学校等における教職員の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の教職員の定数及び配置に関する事。
- (4) 管轄小中学校等の教職員の免許に関する事。
- (5) 管轄小中学校等の教職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他の人事に関する事（教職員企画部教職員人事課任用係の主管に属するものを除く。）。

学校教育支援課

- (1) 管轄小中学校等の経営に係る指導及び助言に関する事。
- (2) 管轄小中学校等における教育課程、学習指導その他の学校教育に係る指導及び助言に関する事。
- (3) 管轄小中学校等の個別支援学級及び通級指導教室の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (4) 管轄小中学校等と区役所との総合調整に関する事。
- (5) 管轄小中学校等における人材育成に関する事（教職員企画部教職員育成課の主管に属するものを除く。）。

(職)

第3条 事務局に教育次長及び教育行政監、部に部長、事務所に所長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

(第2項から第3項まで省略)

4 教育次長____、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。

(第5項から第6項まで省略)

7 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号。次項において「条例施行規則」という。)第18条に規定する教育センター所長は、学校教育企画部長をもって充てる。

8 条例施行規則第18条に規定する教育総合相談センター所長は、人権教育・児童生徒課長をもって充てる。

9 教育センターの職員(教育総合相談センターの職員を除く。)は、次の表の左欄に掲げる課及び室の職員のうち、同表右欄に掲げる部長の指定するものをもって充てる。

【表省略】

10 教育総合相談センターの職員は、人権教育・児童生徒課の職員のうち、人権教育・児童生徒課長の指定するものをもって充てる。

11 横浜市特別支援教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)第3条に規定する特別支援教育総合センター所長は、学校教育企画部長をもって充てる。

12 特別支援教育総合センターの職員は、特別支援教育相談課の職員のうち、学校教育企画部長の指定するものをもって充てる。

13 第3項の規定により各学校教育事務所指導主事室地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第3条第4項の規定により置か

4 教育次長、教育行政監、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。

(第5項から第6項まで省略)

7 横浜市教育文化センター条例施行規則(昭和49年6月横浜市教育委員会規則第4号。次項において「条例施行規則」という。)第18条に規定する教育センター所長は、学校教育部長をもって充てる。

8 条例施行規則第18条に規定する教育総合相談センター所長は、不登校支援・いじめ対策課長をもって充てる。

9 教育センターの職員(教育総合相談センターの職員を除く。)は、次の表の左欄に掲げる課(削除)の職員のうち、同表右欄に掲げる部長の指定するものをもって充てる。

【表省略】

10 教育総合相談センターの職員は、不登校支援・いじめ対策課の職員のうち、不登校支援・いじめ対策課長の指定するものをもって充てる。

11 横浜市特別支援教育総合センター条例(昭和56年6月横浜市条例第38号)第3条に規定する特別支援教育総合センター所長は、学校教育部長をもって充てる。

12 特別支援教育総合センターの職員は、特別支援教育相談課の職員のうち、学校教育部長の指定するものをもって充てる。

13 第3項の規定により各学校教育事務所学校教育支援課地域連携推進担当課長及び地域連携推進担当係長を置く場合は、横浜市区役所事務分掌規則(昭和52年6月横浜市規則第68号)第3条第4項の規定により置か

れた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長（都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長）をもってそれぞれ充てる。

（職務）

第4条 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、教育長を補佐する。

2 担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、上司の命を受け、所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 首席指導主事、首席人事主事、主任指導主事、主任人事主事、指導主事及び人事主事は上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 所属職員の事務分担は、課長及び室長が定める。

（職務の代理）

第5条 教育次長_____、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長又は担当係長に事故があるとき、又はこれらのものが欠けたときは、別に定めるもののほか、主管の上席者がその事務を代理する。

（第6条から第8条まで省略）

れた区役所福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び担当係長（都筑区役所にあつては、福祉保健センターこども家庭支援課学校連携・こども担当課長及び青少年支援・学校地域連携担当係長）をもってそれぞれ充てる。

（職務）

第4条 教育次長は、教育長の命を受け、事務局及び教育機関の事務を掌理し、教育長を補佐する。

2 教育行政監は、教育長の命を受け、教育行政に係る指導及び助言等に関する事務を掌理し、教育長を補佐する。

3 担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、上司の命を受け、所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 首席指導主事、首席人事主事、主任指導主事、主任人事主事、指導主事及び人事主事は上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

5 所属職員の事務分担は、課長及び室長が定める。

（職務の代理）

第5条 教育次長、教育行政監、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長又は担当係長に事故があるとき、又はこれらのものが欠けたときは、別に定めるもののほか、主管の上席者がその事務を代理する。

（第6条から第8条まで省略）

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による次表の左欄に掲げる課等若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を命ぜられている者は、別段の辞令が発せられない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の規定による同表の右欄に掲げる課若しくは係の課長、担当課長、係長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課に勤務を命ぜられたものとする。

【別記1】

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

【別記1】

部等	課等	係	部等	課	係
総務部	総務課	庶務係 経理係	教育政策統括部	総務課	庶務係 経理係
	教育政策推進課			教育政策推進課	
	職員課	職員係		職員課	職員係

	生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係		生涯学習文化財課	生涯学習係 文化財係
教職員人事部	教職員人事課	人事第一係 任用係	教職員企画部	教職員人事課	人事係 任用係
	教職員育成課	育成係		教職員育成課	育成係
	教職員労務課	労務係 給与係 厚生係		教職員労務課	労務係 給与係 厚生係
学校教育企画部	小中学校企画課	企画係	学校教育部	学校経営支援課	学校経営支援係
	学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係		学校支援・地域連携課	地域連携係 就学係
	高校教育課			高校教育課	
	特別支援教育課			特別支援教育課	
	特別支援教育相談課			特別支援教育相談課	
施設部	学校計画課		教育環境整備部	学校計画課	
	教育施設課	管理係 整備係 営繕係 校地係		教育施設課	管理係 整備係 営繕係 校地係

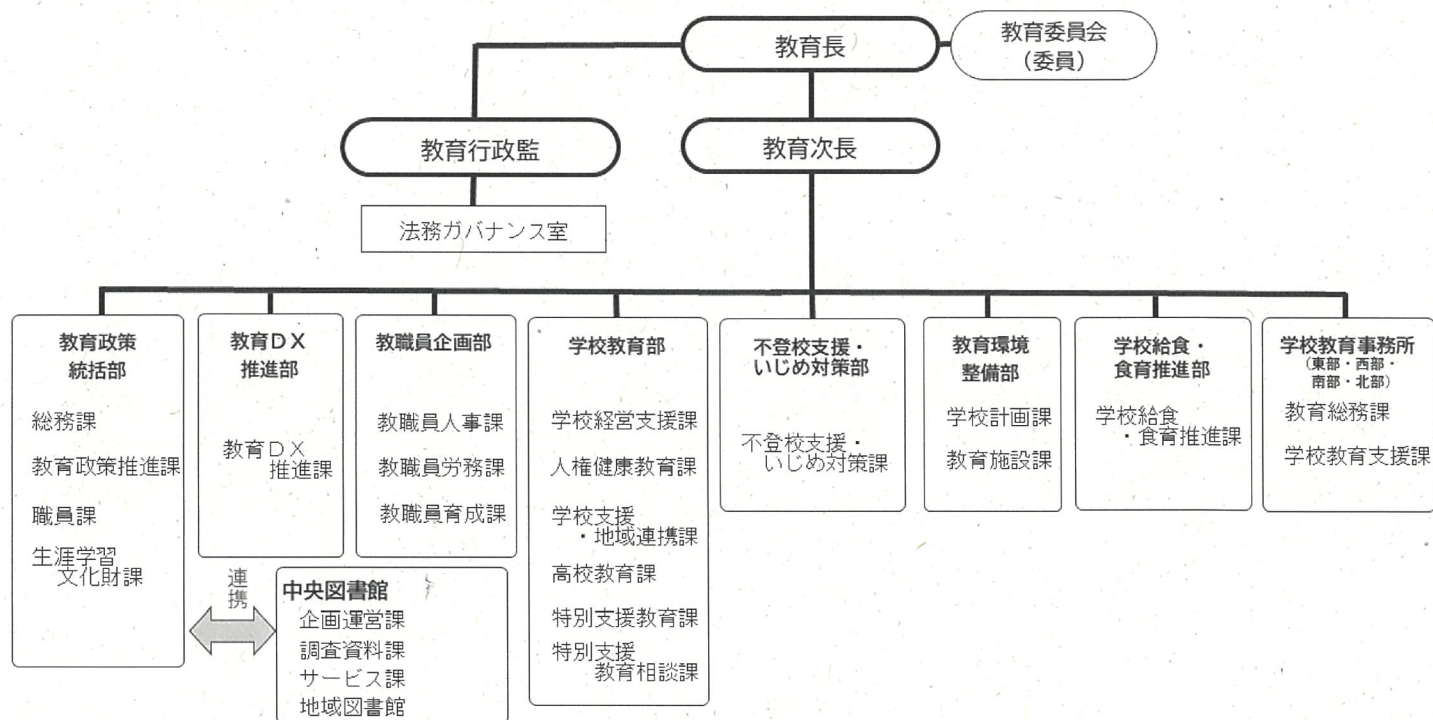
東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	東部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室			学校教育支援課	
西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	西部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室			学校教育支援課	
南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	南部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室			学校教育支援課	
北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係	北部学校教育事務所	教育総務課	庶務係 教職員係
	指導主事室			学校教育支援課	

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 趣旨

令和7年度の教育委員会事務局の組織編成について、組織全体のガバナンスを強化するための「教育行政監」及び「法務ガバナンス室」を新設するとともに、いじめ対策等を迅速かつ適正に実施するための「不登校支援・いじめ対策部」、教育D Xの強化・推進に取り組むための「教育D X推進部」を新たに設置します。併せて、組織の再編や名称変更等を行い、それぞれの課室の事務分掌等を定めるため、「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則」の一部を改正します。

2 組織再編後の概要



3 主な改正内容

(1) 教育行政監の職務（第4条関連）

「教育行政監は、教育長の命を受け、教育行政に係る指導及び助言等に関する事務を掌理し、教育長を補佐する。」

(2) 組織の新設・再編等に伴う事務分掌（第2条関連）

ア 法務ガバナンス室

「ガバナンス、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る指導及び助言等に関すること」等

イ 教育D X推進課

「教育のデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること」等

ウ 人権健康教育課

「人権教育に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること」、「人権教育に関する啓発及び研修に関すること」等

エ 不登校支援・いじめ対策課

「不登校児童生徒の支援に関すること」、「いじめの防止等に関すること」、「児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること」等